

別 紙

令和6年度税制改正等要望に対する結果（税制改正大綱）

令和6年3月

I. 改正要望事項

1. 自動車関係諸税については、簡素化・負担軽減の観点から、受益と負担の関係も含め早期に見直していただきたい。

(結果：△)

自動車関係諸税について、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

2. 経年車に自動車関係諸税を重課する制度を廃止されたい。

(結果：×)

経年車に重課する制度の見直しは行われなかった。

II. 延長要望事項

1. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制措置の適用期限の延長

(結果：○)

税制措置は拡充・延長された。（税制期限は下線参照）

《税制の概要》

成長志向の中堅企業等の成長を促進する税制措置

成長志向の中堅企業等の成長を後押しするため、新たな需要獲得等に資する設備投資や規模拡大・高付加価値化を目的としたグループ化、賃上げ等を促進する措置が講じられた。

<大規模投資を通じた新たな需要獲得等の推進>

【地域未来投資促進税制の拡充】

・ 高い成長力を有し、成長志向の中堅企業による設備投資に対して、地域未来投資促進税制に6%の税額控除を講じる中堅企業枠を新たに創設。

(税制期限は令和7年3月31日)

<M&Aを通じた経営高度化・規模拡大>

【中堅・中小企業によるグループ化の推進】

- ・成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しするため、既存の準備金制度について、中堅企業を対象に追加し、複数回のM&Aを行う場合の積立率を最大100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化。

※その他、吸収合併等を伴うグループ化の取組にて発生する登録免許税の軽減措置の拡充を行う。

(適用期限は令和9年3月31日)

<人材確保>

【賃上げ促進税制の拡充】

- ・人材確保にも資する賃上げの後押しに向けて、中堅企業枠を創設。

(適用期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度)

※個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象

III 自動車整備業界が抱える課題に係る要望

1. 自動車整備技術の高度化、人材不足等の課題克服に向けての支援措置の拡充。

(結果:一)

引き続き国土交通省等に対し、支援措置の拡充をお願いしていく。

2. 災害時における迅速かつ手厚い支援措置の拡充

(結果:一)

引き続き関係省庁に対し、支援措置の拡充をお願いしていく。

以上

※ 上記の結果について

○:要望は認められた。

△:要望の一部実施、又は見直し等が行われた。

×:要望は認められなかった。

—:税制改正要望以外の要望

令和 6 年度税制改正大綱

(抜 粋)

令和 5 年 12 月 14 日
自 由 民 主 党
公 明 党

目 次

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方 -----	1
第二 令和6年度税制改正の具体的内容 -----	26
一 個人所得課税 -----	26
二 資産課税-----	47
三 法人課税-----	64
四 消費課税-----	93
五 國際課税-----	104
六 納税環境整備 -----	111
七 関税 -----	117
第三 検討事項 -----	119

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

我々は、今、大きな時代の転換点にある。

3年にわたったコロナ禍は、世界中の人々の考え方を変え、国際的な産業構造の転換を加速させた。ロシアのウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化は世界の分断を深めている。その大転換の時代に、各国が、変化の先にある「新しい世界」を目指し果敢な挑戦を始めている中、わが国はさらに、四半世紀続いたデフレからの脱却という難題に挑んできている。長きに亘るデフレ構造に慣れてしまったため、デフレ脱却の生みの苦しみである物価高を前にして、生活や事業活動に不安を覚えている方も多い。

しかし、デフレ下では、良い製品を生み出しても、高く売れず、働きが評価されず、賃金も上がらず、経済も成長しない。さらにその状態が四半世紀に及んだ結果、世界の物価・賃金との差が拡大した。いわゆる「安いニッポン」である。デフレ構造に逆戻りするわけにはいかない、このことを社会の共通認識とする必要がある。30年ぶりの高水準の賃上げ、過去最大の民間投資など、日本経済は明らかに動き始めた。デフレ脱却・構造転換に向けた千載一遇のチャンスを逃さぬよう、この動きを止めることなく、より多くの方が享受できるようさらに抜けていく必要がある。

継続的に賃金が増えることで、生活に対する安心が育まれ、働けば報われると実感できる社会、新しい挑戦の一歩を踏みだそうという気持ちが生まれる社会、こうしたマインドが地方や中小企業にまで浸透するような社会を築かねばならない。

それが、この数年間でわが国が達成すべき政治課題であると我々は考えている。

上記の現状認識から、令和6年度税制改正では、まずは、物価上昇を上回る賃金上昇の実現を最優先の課題とした。岸田内閣で打ち出した新しい資本主義は、賃金上昇は、コストではなく、投資であり成長の原動力であると、大きく発想を転換した。その趣旨を税制改正の中でも明確に位置付けたものである。

まず、所得税・個人住民税の定額減税により、今後の賃金上昇と相まって、目に見える形で可処分所得を伸ばす。賃上げ促進税制を強化し、賃上げにチャレンジする企業の裾野を広げる。さらに、中小企業の中堅企業への成長を後押しする税制も

組み合わせることで、賃金が物価を上回る構造を実現し、国民がデフレ脱却のメリットを実感できる環境を作る。

また、企業や個人が持てる能力を最大限発揮して挑戦する社会を実現することにより、人口減少下でも、世界から期待され評価される国であり続けることができる。企業や個人のこうした挑戦を後押しするため、世界の産業構造の変化に対応し、戦略分野の国内投資を大胆に支援する戦略分野国内生産促進税制を創設する。また、G7で3番目となるイノベーションボックス税制を創設し、攻めの投資が生産性の向上や賃金上昇につながる環境を整備し、企業のデフレマインドを払拭していく。

働き手に新たな活躍の場を提供し、生産性や潜在成長率を引き上げていくには、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化が欠かせない。令和6年度税制改正でも、ストックオプション税制の年間の権利行使価額の上限を大幅に引き上げるなど、ステージ毎の課題解決に資するようきめ細かく対応する。

令和6年度税制改正においては、こうしたデフレ脱却に向けた税制面での取組みに加えて、税制に対する国民の信頼を高める意味においても、人口減少、経済のグローバル化など、国内外の経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直しを行う。

まず、こどもを生み育てることを経済的理由であきらめない社会を実現するため、政府として次元の異なる少子化対策を進める中で、税制においても、子育て世帯を対象とした上乗せを行うなど、子育て支援措置を講ずる。高校生年代に支給される児童手当と扶養控除を合わせ全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充する。

また、グローバル化に対応しつつ、わが国企業の国際競争力の維持及び向上に資するよう、国際課税制度の見直しに係る国際合意に沿って、企業間の公平な競争環境の整備に資するグローバル・ミニマム課税について順次法制化を進める。

今後とも、経済社会の構造変化を踏まえつつ、働き方への中立性の確保、世代間・世代内の公平の実現、デジタル化の活用による納税者利便の向上などの観点から、中長期的な税制の検討を進める。その際、行動変容を促す税制措置の効果分析等、E B P M（証拠に基づく政策立案：Evidence Based Policy Making）の取組みを着実に強化する。併せて、経済を立て直し、そして財政健全化に向けて取り組む中で、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を築いていく。

加えて、過疎化や高齢化といった地方の課題の解決及び地方活性化に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

自由民主党・公明党の税制調査会は、責任与党として、進むべき道を指し示してきた。引き続き、これまでの議論の蓄積を踏まえ、先送りできない課題について、一つ一つ結論を出し、将来の議論にバトンを繋いでいきたい。

以下、令和6年度税制改正の主要項目及び今後の税制改正に当たっての基本的考え方を述べる。

1. 構造的な賃上げの実現

(1) 所得税・個人住民税の定額減税

前述のとおり、経済はデフレ脱却の千載一遇のチャンスにあるが、賃金上昇・消費拡大・投資拡大の好循環の実現にはまだ至っていない。このため、デフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年の所得税・個人住民税の定額減税を実施し、賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭と好循環の実現につなげていく。具体的には、納税者（合計所得金額1,805万円超（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当）の高額所得者については対象外とする。）及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととし、令和6年6月以降の源泉徴収・特別徴収等、実務上できる限り速やかに実施することとする。なお、定額減税による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。この定額減税の円滑な実施に向け、源泉徴収義務者・特別徴収義務者や地方公共団体が早期に準備に着手できるよう、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表する。また、給付金の担当部局を含めた関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知・広報を行う。今後、

賃金、物価等の状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の家計支援の措置を検討する。

(2) 賃上げ促進税制の強化

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に拡げ、効果を深めるため、賃上げ促進税制を強化する。

具体的には、従来の大企業のうち、物価高に負けない賃上げの牽引役として期待される常時使用従業員数2,000人超の大企業については、より高い賃上げへのインセンティブを強化する観点から、継続雇用者の給与等支給額の3%以上増加との現行の賃上げ率の要件は維持しつつ、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件を創設し、従来の4%に加え、5%、さらには7%の賃上げを促していく。

また、従来の大企業のうち、地域における賃上げと経済の好循環の担い手として期待される常時使用従業員数2,000人以下の企業については、新たに「中堅企業」と位置付けた上で、従来の賃上げ率の要件を維持しつつ、控除率を見直し、より高い賃上げを行いやすい環境を整備する。

一方で、中小企業においては、未だその6割が欠損法人となっており、税制措置のインセンティブが必ずしも効かない構造となっている。しかし、わが国の雇用の7割は中小企業が担っており、広く国民の構造的・持続的な賃上げを果たしていくためには、こうした企業に賃上げの裾野を拡大していくことは極めて重要な課題である。こうした観点から、本税制をより使いやすいものとしていくため、従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たに繰越控除制度を創設し、これまで本税制を活用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジいただく後押しをする。具体的には、賃上げ促進税制の税額控除の額について、当期の税額から控除できなかった分を5年間という前例のない期間にわたって繰り越すことを可能とする。また、持続的な賃上げを実現する観点から、繰越控除する年度については、全雇用者の給与等支給額が対前年度から増加していることを要件とすることとする。

これらの措置に加え、雇用の環境を改善するため、人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブも付与することとする。具体的には、教育訓練費

を増加させた場合の上乗せ要件については、令和4年度の適用実態等を踏まえ、その適用に当たって一定程度の教育訓練費を確保するための措置を講じた上で、適用要件の緩和を行い、活用を促進することとする。併せて、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度（「くるみん」、「えるぼし」）を活用し、控除率の上乗せ措置を講ずる。これにより、賃上げ促進税制の最大控除率は、大企業・中堅企業については、現行の30%から見直し後は35%に、中小企業については、現行の40%から見直し後は45%に引き上がることとなる。その結果、賃上げ促進税制の位置付けは、賃金だけではない「働き方」全般にプラスの効果を及ぼすような税制措置となる。

中小企業の賃上げには、中小企業自身の取組みに加え、大企業等の取引先への労務費も含めた適切な価格転嫁も重要な要素となる。こうした観点から、「従業員への還元」や「取引先への配慮」が必要なマルチステークホルダー方針の公表が要件となる企業の範囲を、中堅企業枠の創設に伴い拡大することとする。また、インボイス制度の実施に伴い、消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行われるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化する。

また、多額の内部留保を抱えながら賃上げや国内投資に消極的な企業に対し、その活用を促す等の観点から、特定税額控除規定の不適用措置について、要件を強化する。

構造的・持続的な賃上げの動きを拡げていくことは、日本経済が成長と分配の好循環を果たしていく上で欠かすことのできない要素である。企業が支払う賃金は、賃上げ分を含めて全額が損金算入される中、これに加えて賃上げ分の最大35～45%を税額控除する本税制は、税制としては異例のものである。賃上げを思い切って後押しするためにこうした異例の措置を講じている中、企業に対しては、新たに強化された賃上げ促進税制を活用し、賞与や一時金だけではなく、ベースアップによって、強力に賃上げを実現することを期待したい。

(3) 合併・事業譲渡による生産性向上を通じた中堅・中小企業の賃金引上げ
「成長と分配の好循環」を実現するためには、三位一体の労働市場改革など、

わが国の生産性を引き上げる構造的な改革が必要となる。その中で、多くの国民の生活基盤である地域経済において、経済活動の大黒柱である中小企業の生産性の向上や経営基盤の強化を促し、中堅企業へと成長を後押ししていくことが重要となる。こうした認識の下、令和6年度税制改正においては、中小企業事業再編投資損失準備金制度を拡充することとする。具体的には、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長する措置を講ずる。こうした措置により、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保することとする。

(4) その他考慮すべき課題

租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、税制の「公平・中立・簡素」の基本原則に鑑み、真に必要なものに限定していくことが極めて重要である。このため、新たな租税特別措置の創設や拡充を行う場合は、財源を確保することに加え、いたずらに全体の項目数を増加させないように配意すべきである。具体的には、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の適用実態を検証し、政策効果や必要性を見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行うこととする。また、存置するものについては、各措置の政策意義、効果、性質等に応じ適切な適用期限を設定することとする。

こうした取組みの実効性を高めるためには、政策効果の検証の質的向上が不可欠であり、税制改正要望を行う省庁のみならず、税制当局においてもEBPMの徹底に不斷に取り組んでいくことが重要である。

とりわけ、対象者に特定の行動変容を促す、いわゆる「インセンティブ措置」については、従来にも増して厳格にその効果を立証することが求められる。政策税制が単なる事後的なメリットとして存置されている事態を回避し、真にインセンティブ措置として機能することを目指す観点から、客観的なデータに基づく分析・検証が行われるべきである。令和6年度税制改正においては、これまでの賃上げ促進税制の政策効果について統計的・計量的な分析がなされ、そ

Asset Reporting Framework)に基づき、非居住者の暗号資産に係る取引情報等を租税条約等に基づき各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度を整備する。

③ プラットフォーム課税

デジタルサービス市場の拡大によりプラットフォームを介して多くの国外事業者が国内市場に参入している中で、国外事業者の納めるべき消費税の捕捉や調査・徴収が課題となっている。こうした課題に対し、諸外国では、事業者に代わってプラットフォーム事業者に納税義務を課す制度（プラットフォーム課税）が導入されている。わが国においても、国内外の事業者間の競争条件の公平性や適正な課税を確保するため、プラットフォーム課税を導入する。導入に当たっては、国内の事業者に影響が出ないよう国外事業者が提供するデジタルサービスを対象とし、また、対象となるプラットフォーム事業者は、高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮して、一定の規模を有する事業者とする。

あわせて、国外事業者により行われる事業者免税点制度や簡易課税制度を利用した租税回避を防止するため、必要な制度の見直しを行う。

4. 地域・中小企業の活性化等

（1）中堅・中小企業の成長を促進する税制等

雇用の7割を抱える中小企業の成長を促し、労働生産性の高い中堅企業を育てていくことは、わが国の経済・地域の活性化の観点からも重要である。こうした認識の下、令和6年度税制改正においては、三位一体の労働市場改革の推進と併せて、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業をグループ化して経営資源を集約化するとともに、親会社の強みを活かすことで、グループ一体となって飛躍的な成長を遂げることができるよう、中小企業事業再編投資損失準備金制度を拡充する。具体的には、成長意欲のある中堅・中小企業が複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長する措置を講ずる。（前掲）

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の

特別償却又は税額控除制度について、主務大臣の確認要件の見直しを行った上で、成長志向型中堅企業に係る要件を満たす場合に機械装置等の税額控除率の引上げを行う。

賃上げ促進税制については、従来の大企業のうち、常時使用従業員数 2,000 人以下の企業を新たに中堅企業と位置付けた上で、従来の賃上げ率の要件を維持し、賃上げを行いやすい環境を整備する。(前掲)

また、地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、「安いニッポン」の指摘に象徴される飲食料費に係るデフレマインドを払拭する観点から、交際費課税の見直しを行うこととする。具体的には、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、会議費の実態を踏まえ、現行の 1 人当たり 5 千円以下から 1 万円以下に引き上げることとする。

法人版事業承継税制については、平成 30 年 1 月から 10 年間の特例措置として、令和 6 年 3 月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものである。コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和 8 年 3 月末まで 2 年延長する。この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進める観点の下、贈与・相続時の税負担が生じない制度とするなど、極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、令和 9 年 12 月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。あわせて、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限についても 2 年延長する。

事業承継を検討している中小企業経営者及び個人事業者の方々には、適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むこと及び政府・関係団体には、目的達成のため一層の支援体制の構築を図ることを強く期待する。

沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置については、現下の原油価格の動向や燃料油価格激変緩和対策事業を実施している状況にあることなどを踏まえ、適用期限を 3 年延長する。次の適用期限の到来時に、本措置の趣旨、地球温暖化対策の観点、県内離島のガソリン価格への対応及び「強い沖縄経済」の実現に向けた沖縄振興策との関係な

どを踏まえ、そのあり方について検討する。

(2) 外形標準課税

法人事業税の外形標準課税は、平成 16 年度に資本金 1 億円超の大法人を対象に導入され、平成 27、28 年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。外形標準課税の対象法人数は、資本金 1 億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約 3 分の 2 まで減少している。このような減資には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、組織再編等の際に子会社の資本金を 1 億円以下に設定することにより、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。

企業の稼ぐ力を高める法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえ、中堅・中小企業のM&Aやスタートアップへの影響が生じないよう配慮しつつ、外形標準課税の適用対象法人のあり方について制度的な見直しを行う。

まず、減資への対応として、現行基準（資本金 1 億円超）は維持しつつ、外形標準課税の対象である大法人に対する補充的な基準を追加する。具体的には、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金 1 億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超える場合には外形標準課税の対象とする。なお、このように今回の見直しは、外形標準課税の対象を中小企業に広げるものではない。

加えて、親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人等の 100% 子法人等のうち、資本金が 1 億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が 2 億円を超えるものを外形標準課税の対象とする。

また、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

(3) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

第二 令和6年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

1 所得税・個人住民税の定額減税

(国 税)

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除を次により実施する。

(1) 居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

(2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。

① 本人 3万円

② 同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に該当する者に限る。以下「同一生計配偶者等」という。） 1人につき 3万円

(3) 特別控除の実施方法は、次による。

① 紙与所得者に係る特別控除の額の控除

イ 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける紙与等（賞与を含むものとし、紙与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した紙与等の支払者が支払うものに限る。）につき源泉徴収をされるべき所得税の額（以下「控除前源泉徴収税額」という。）から特別控除の額に相当する金額（当該金額が控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該控除前源泉徴収税額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる当該紙与等（同年において最後に支払われるものを除く。）に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除する。

（注1）上記イ及びロにより控除する同一生計配偶者等に係る特別控除の額は、原則として源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下である者又は扶養親族で居住者に該当する者について算出する。

（注2）源泉徴収の際の上記イ及びロによる控除は、現行の源泉徴収をされ

- (7) 国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正により国立研究開発法人情報通信研究機構の資本金の額等の全部が国の所有に属することとなることに伴い、同機構が行う事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
- (8) 第一種指定電気通信設備接続料規則の改正を前提に、専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者のうち固定電話事業者が事業の用に供する一定の施設に係る事業所税について、中継電話の提供に係る接続形態の変更後も、引き続き非課税とする措置を講ずる。
- (注) 上記の改正は、令和6年3月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。
- (9) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づき設立される脱炭素成長型経済構造移行推進機構が行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。

三 法人課税

1 構造的な賃上げの実現

(国 税)

- (1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。
- ① 全法人向けの措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。
- イ 原則の税額控除率を10%（現行：15%）に引き下げる。
- ロ 税額控除率の上乗せ措置を次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。
- （イ）継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合 税額控除率に5%（その増加割合が5%以上である場合には10%とし、その増加割合が7%以上である場合には15%とする。）を加算する。
- （ロ）教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 税額控除率に5%を加算する。

(ハ) プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合
税額控除率に 5 %を加算する。

ハ 本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」を公表しなければならない者に、常時使用する従業員の数が 2,000 人を超えるものを加える。

ニ 本措置の適用を受けるために公表すべき「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」における取引先に消費税の免税事業者が含まれることを明確化する。

② 青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であるもの（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が 1 万人を超えるものを除く。）が、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 3 %以上あるときは、控除対象雇用者給与等支給增加額の 10% の税額控除ができる措置を加える。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 4 %以上あるときは、税額控除率に 15% を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が 10% 以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の 0.05% 以上あるときは、税額控除率に 5 %を加算し、当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はえるぼし認定（3 段階目）を受けた事業年度であるときは、税額控除率に 5 %を加算する。ただし、控除税額は、当期の法人税額の 20% を上限とする。

(注) 資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとする。

③ 中小企業向けの措置について、次の見直しを行い、控除限度超過額は 5 年間の繰越しができることとした上、その適用期限を 3 年延長する。

イ 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に税額控除率に10%を加算する措置とする。

ロ 当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けた事業年度である場合に税額控除率に5%を加算する措置を加える。

(注) 繰越税額控除制度は、繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り、適用できることとする。

④ 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととする。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

(2) 大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定（特定税額控除規定）を適用できないこととする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置について、次の見直しを行う。

イ 本措置の対象に、常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合を加える。

ロ 国内設備投資額に係る要件を、国内設備投資額が当期償却費総額の40%（現行：30%）を超えることとする。

② 継続雇用者給与等支給額に係る要件を判定する場合に給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととする。

(6) 認定株式分配に係る課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を4年延長する。

- ① 主務大臣による認定事業再編計画の内容の公表時期について、その認定の日からその認定事業再編計画に記載された事業再編の実施時期の開始の日まで（現行：認定の日）とする。
- ② 認定株式分配が適格株式分配に該当するための要件に、その認定株式分配に係る完全子法人が主要な事業として新たな事業活動を行っていることとの要件を加える。

(地方税)

- (1) 国税（1）の新設に伴い、税額控除制度を法人住民税に適用しないこととする措置を講ずる。
- (2) 国税（2）の新設に伴い、法人住民税及び法人事業税について、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。
- (3) 国税（3）の見直しに伴い、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。
- (4) 国税（5）の延長に伴い、法人住民税及び法人事業税について、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

3 地域・中小企業の活性化

(国 税)

- (1) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

① 産業競争力強化法の改正を前提に、特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置について、次の要件の全てを満たすことにつき主務大臣の確認を受けた場合を対象に加え、その対象となる機械装置及び器具備品の税額控除率を6%（現行：5%）とする。

イ 産業競争力強化法の特定中堅企業者（仮称）であること。

ロ 「パートナーシップ構築宣言」を公表していること。

ハ その承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。

ニ 下記②の見直し後の労働生産性の伸び率に係る要件、現行の付加価値額増加率に係る要件並びに現行の年平均付加価値額及び付加価値額の創出に係る要件その他現行の特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置の適用要件の全てを満たすこと。

- ② 特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置の適用要件のうち労働生産性の伸び率に係る要件について、その労働生産性の伸び率を5%以上（現行：4%以上）に引き上げる。

（注）中小企業基本法の中小企業者については、現行どおりとする。

- (2) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く。）が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができる措置を加える。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に15%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であるときは、税額控除率に5%を加算し、当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はえるぼし認定（3段階目）を受けた事業年度であるときは、税額控除率に5%を加算する。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。（再掲）

- (3) 中小企業事業再編投資損失準備金制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。

- ① 産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）であるものが、その認定に係る特別事業再編計画に従って他の法人の株式等の取

得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合及び一定の表明保証保険契約を締結している場合を除く。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額に次の株式等の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置を加える。（再掲）

イ その認定に係る特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等 90%
%

ロ 上記イに掲げるもの以外の株式等 100%

この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から10年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

- ② その事業承継等を対象とする一定の表明保証保険契約を締結している場合には、本制度を適用しないこととする。
 - ③ 準備金の取崩し事由に株式等の取得をした事業年度後にその事業承継等を対象とする一定の表明保証保険契約を締結した場合を加え、その事由に該当する場合には、その全額を取り崩して、益金算入することとする。
 - ④ 中小企業等経営強化法の経営力向上計画（事業承継等事前調査に関する事項の記載があるものに限る。）の認定手続について、その事業承継等に係る事業承継等事前調査が終了した後（最終合意前に限る。）においてもその経営力向上計画の認定ができることとする運用の改善を行う。
- (4) 交際費等の損金不算入制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。
- ① 損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり1万円以下（現行：5,000円以下）に引き上げる。
 - ② 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を3年延長する。

(注) 上記①の改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用する。

(地方税)

(1) 外形標準課税

① 減資への対応

イ 外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金又は出資金（以下単に「資本金」という。）1億円超）を維持する。ただし、当分の間、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金（これに類するものを含む。以下単に「資本剰余金」という。）の合計額（以下「資本金と資本剰余金の合計額」という。）が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

ロ 施行日以後最初に開始する事業年度については、上記イにかかわらず、公布日を含む事業年度の前事業年度（公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度）に外形標準課税の対象であった法人であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

ハ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。

② 100%子法人等への対応

イ 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人（当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。）又は相互会社・外国相互会社（以下「特定法人」という。）の100%子法人等のうち、当該事業年度末日の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額（公布日以後に、当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額）が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

(注) 上記の「100%子法人等」とは、特定法人との間に当該特定法人によ

る法人税法に規定する完全支配関係がある法人及び 100% グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人をいう。

ロ 産業競争力強化法の改正を前提に、令和 9 年 3 月 31 日までの間に同法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）が、当該認定を受けた計画に従って行う一定の特別事業再編（仮称）のための措置として他の法人の株式等の取得、株式交付又は株式交換を通じて当該他の法人を買収し、その買収（一定のものに限る。）の日以後も引き続き株式等を有している場合には、当該他の法人（当該認定特別事業再編事業者（仮称）が当該計画の認定を受ける前 5 年以内に買収した法人を含む。以下「他の法人等」という。）が行う事業に対する法人事業税については、当該買収の日の属する事業年度からその買収の日以後 5 年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度においては、外形標準課税の対象外とする。ただし、当該他の法人等が、現行基準（資本金 1 億円超）又は上記①により外形標準課税の対象である場合は、特例措置の対象から除外する。

ハ 上記イにより、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となつことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する措置を講ずる。

(イ) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度 当該超える額に 3 分の 2 の割合を乗じた額

(ロ) 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度 当該超える額に 3 分の 1 の割合を乗じた額

ニ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 8 年 4 月 1 日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。

(2) 国税 (1) の見直しに伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。

4 円滑・適正な納税のための環境整備

(国 税)

り行うことができるることとする。

- (2) 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長する。
- (3) 沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を3年延長する。
- (4) 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置について、適用対象に新たに創設される認定レベルに応じた標準仕様を満たす車両として国土交通大臣の認定を受けたユニバーサルデザインタクシーを加えた上、その適用期限を2年延長する。

(地方税)

[延長・拡充]

〈自動車税環境性能割〉

- (1) 公共交通移動等円滑化基準に適合したユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る自動車税の環境性能割の課税標準の特例措置の対象に、新たに創設される認定レベルに応じた標準仕様を満たす車両として国土交通大臣が認定するものを加える。

〈軽油引取税〉

- (2) 船舶の動力源に供する軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束に基づき、当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、日独物品役務相互提供協定（仮称）の締結を前提に、同協定に基づきドイツ連邦共和国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合を対象に加えた上、その適用期限を3年延長する。
- (3) 自衛隊又は日豪部隊間協力円滑化協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア軍隊（以下「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械等の電源又は動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。
- (4) 鉄道事業又は軌道事業を営む者等が鉄道用車両、軌道用車両等（日本貨物鉄道株式会社にあっては、駅の構内等において専らコンテナ貨物の積卸しの用に

第三 検討事項

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
- 2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。
- 3 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るために外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
- 4 いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をより的確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得る。
- 5 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地

域公共交通へのニーズの高まり、C A S Eに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

6 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

7 帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することは、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要である。これに鑑み、記帳水準の向上、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減状況も考慮しつつ、税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。その際、取引に係るやり取りから会計・税務までデジタルデータで処理することで、納税者側の事務負担の軽減等及び適正・公平な課税・徴収の実現を図る観点を踏まえることとする。

令和 6 年度 自動車局税制改正要望の概要

令和 5 年 8 月
国土交通省自動車局
(物流・自動車担当)

令和6年度自動車局税制改正要望事項

1. 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置 【事項要望】

物流分野の「2024 年問題」等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす倉庫が物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る特例措置に係る所要の措置を講ずる。

2. ノンステップバスや UD タクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長 〔自動車重量税・自動車税(環境性能割)〕

高齢者や障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、バリアフリー車両(ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー)に係る自動車重量税の特例措置を2年間延長する。加えて、ユニバーサルデザインタクシーについて、新たな認定レベル(レベル準1)を創設し、特例措置の対象を拡充する。(自動車重量税:2年間、自動車税(環境性能割):1年間)

3. 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(倉庫業及び鉄道貨物利用運送事業の用途) 〔軽油引取税〕

倉庫業者及び鉄道貨物利用運送事業者等が事業に使用するフォークリフト等の動力源の用途に供する軽油にかかる軽油引取税の課税免除の特例措置を3年間延長する。

4. 自動車関係諸税の課税のあり方の検討 【事項要望】

自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

5. その他

中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長

【所得税・法人税・法人住民税・事業税】【主管：中小企業庁】

中小企業の M&A には、簿外債務や偶発債務といった特有のリスクがある実態を踏まえ、一定の要件に基づく経営力向上計画の認定を受け M&A を実施した際、M&A 実施後に発生し得るリスクに備えるために株式取得価額の7割以下の金額を準備金として積み立てた場合、積立額を損金算入できる本税制措置について3年間の延長等を行う。

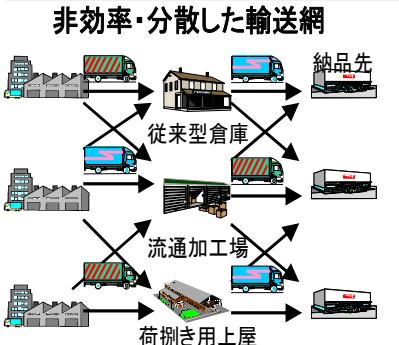
物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

物流分野における「2024年問題」等に対応するため、物流総合効率化法に基づく認定計画により取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置を講じる。

施策の背景

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラであるが、担い手不足等の様々な課題を抱えている。更に働き方改革の観点からトラックドライバーの長時間労働規制が2024年度から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面している。
- 倉庫業者としても荷主企業、運送事業者等と協力し、物流を支える環境整備に取り組む必要があることから、これまで、物流総合効率化法により、流通業務の一体的な実施と輸送の合理化を行う事業等を促進してきたところ、本年6月にとりまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」(令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、荷主や、倉庫業者を含む物流事業者における物流負荷の軽減(荷待ち、荷役時間の削減等)に向けた規制的措置等の導入を目指すとともに、サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす倉庫における流通業務の合理化を一層推進する必要。

流通業務の効率化の例



「物流2024年問題」等へ対応するために更なる合理化を推進

物流革新に向けた政策パッケージ(抜粋)

物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援

(物流施設の機能強化等)

サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす営業倉庫が2024年問題等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)の計画認定制度に効果的な見直しを行い、物流GX・DX設備等の導入に加え、物流施設の整備・機能強化を推進する。



要望の概要

特例措置の内容

物流総合効率化法に基づく認定計画により取得した資産について、以下のとおり税制特例を措置

【所得税・法人税】倉庫用建物等について、5年間8%の割増償却

【固定資産税・都市計画税】倉庫について、課税標準を5年間1/2に軽減

【固定資産税】附属機械設備について、課税標準を5年間3/4に軽減

要 望

物流総合効率化法に基づく認定計画により取得した倉庫用建物等について、「物流2024年問題」等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、税制上の所要の措置を講ずる。(関連する法改正を検討中)

ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)等のバリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長（自動車重量税・自動車税）

ユニバーサル社会の実現を図るため、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー(以下UDタクシー)等のバリアフリー車両の自動車重量税の特例期間を2年間延長する。また、UDタクシーの新たな認定レベルを創設することに伴い、自動車重量税及び自動車税(環境性能割)の特例措置を拡充する。

施策の背景

○高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現のため、以下目標の達成に向けて、バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある。

【バリアフリー法の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」におけるバリアフリー車両の導入目標及びバリアフリー化の状況】

	乗合バス(路線バス・空港アクセスバス・高速バス)			貸切バス	タクシー	
バリアフリー車両の種類	ノンステップバス	リフト付きバス	空港アクセスバスでの導入状況	ノンステップバス・リフト付きバス	福祉タクシー(UDタクシー含む)	UDタクシー
目標(令和7年度末)	約80%	約25%	約50%※	約2,100台	約90,000台	各都道府県における総車両数の約25%をUDタクシーとする
実績(令和3年度末)	65.5%	6.0%	37.6%	1,157台	42,622台	2/47(都道府県)

※平均利用者数2,000人/日以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする。

要望の概要

○要望内容 : ①UDタクシーのさらなる導入促進を図るため、新たな認定レベル(認定レベル準1)を創設することに伴い、特例対象を拡充する。
(自動車重量税、自動車税(環境性能割))

②バリアフリー車両に係る特例措置を延長する。(自動車重量税) 要望期間 : 令和6年4月1日～令和8年3月31日

措置対象 税目	ノンステップバス		リフト付きバス		UDタクシー
	乗車定員30人以上 〔空港アクセスバス〕	〔空港アクセスバス以外〕	乗車定員30人未満		
自動車重量税					
初回新規登録分を免税 ⇒ 延長					
自動車税 (環境性能割)			初回新規登録時の取得価額から		
	1,000万円を控除	800万円を控除	650万円を控除	200万円を控除	100万円を控除

(参考)自動車重量税(国税)：車検時に自動車の重量に応じて課税
自動車税(環境性能割)(地方税)：購入時の取得価格を基準に環境性能に応じて課税

(凡例) [] : R6要望箇所

倉庫業者及び鉄道貨物利用運送事業者等のフォークリフト等の動力源における特例措置の延長 (軽油引取税)

国民生活や産業経済活動に直結した生活関連物資や産業物資を扱う倉庫業及び鉄道利用運送事業の円滑な運営及び物流の確保を図るため、これらの事業に使用するフォークリフト等の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除措置の適用期限を3年間延長する。

施策の背景

背景

- 物流を支える倉庫は、サプライチェーンの結節点として重要な役割を担っており、国民生活や地域産業等に不可欠な社会基盤である。また、**雇用創出や災害時の支援物資拠点の役割を担う**など地域社会にとって重要な存在である。
- 鉄道利用運送事業は、荷主に対し、鉄道輸送を提案することによりトラックドライバーの労働時間の上限規制が適用される結果、物流の停滞が懸念される**2024年問題への対応**及びCO₂排出削減による環境負荷低減を同時に実現させる**モーダルシフト**を推進する重要な役割を担っている。
- 一方で、倉庫業及び鉄道貨物利用運送事業者は**経営基盤が脆弱な中小企業が多く**、本特例措置を廃止した場合、モーダルシフト等を促進する阻害要因にもなり得る。物流が停滞・途絶することは国民生活や経済活動に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、本措置による支援が引き続き必要である。

目的

- ① 物流コストの低減により円滑な物流が確保され、**国民生活及び産業経済活動の安定化**を図る。
- ② さらに鉄道利用運送について、円滑な鉄道貨物輸送の確保をもって**モーダルシフトの推進**を図る。

要望の概要

特例措置の内容

【軽油引取税】倉庫業及び鉄道貨物利用運送事業のフォークリフト等の動力源に供する軽油引取税について、課税免除

要望

現行の措置を3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

軽油フォークリフトの必要性

軽油フォークリフトが倉庫で取り扱う貨物



アルミ地金

ロール紙

軽油フォークリフトは、電気フォークリフトでは取り扱うことができない**重量物の荷役**に必要不可欠。

我が国産業、国民生活を支える物資に使用



本措置により、
2024年問題及び**カーボンニュートラル**への対応
としての**モーダルシフト**と、地域における**災害時の支援物資拠点での活用**が同時に実現可能

自動車関係諸税の課税のあり方の検討

令和5年度与党税制改正大綱の検討事項を踏まえ、以下所要の検討を行う。

- 日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

施策の背景

令和5年度与党税制改正大綱（令和4年12月16日 自由民主党・公明党）（抜粋）

- 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

(この冊子は、再生紙を使用しています。)

令和 6 年度（2024年度）

経済産業関係 税制改正について

令和 5 年 1 2 月
経 済 产 業 省

目 次

1.	国内投資の促進と構造的・持続的賃上げの実現	2
(1 - 1)	戦略分野国内生産促進税制の創設	
(1 - 2)	イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設	
(1 - 3)	賃上げ促進税制の拡充及び延長	
(1 - 4)	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充及び延長	
2.	地域経済を支える中堅企業の活性化と中小・小規模事業者の事業承継・成長支援等	12
(2 - 1)	地域未来投資促進税制の拡充	
(2 - 2)	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長（中堅・中小グループ化税制）	
(2 - 3)	法人版・個人版事業承継税制に係る所要の措置	
(2 - 4)	中小法人の交際費課税の特例の拡充及び延長	
(2 - 5)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	
(2 - 6)	外形標準課税の見直し	
3.	スタートアップ・エコシステムの更なる強化	25
(3 - 1)	ストックオプション税制の拡充	
(3 - 2)	エンジエル税制の拡充等	
(3 - 3)	オープンイノベーション促進税制の延長	
(3 - 4)	スピンドルの実施の円滑化のための税制措置の拡充及び延長	
(3 - 5)	第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し	
4.	経済のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備	35
(4 - 1)	国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方の見直し	
(4 - 2)	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応	
(4 - 3)	外国子会社合算税制の見直し	
5.	GXの実現に向けた、強靭なサプライチェーンの構築	41
(5 - 1)	海外投資等損失準備金の見直し及び延長	
(5 - 2)	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	
(5 - 3)	自動車関係諸税のあり方の検討	
(5 - 4)	電気・ガス供給業の収入金課税の見直し	
6.	その他	50
(6 - 1)	エネルギー・資源・環境関連	
(6 - 2)	地域経済・中堅・中小企業支援関連	
(6 - 3)	復興・防災関連	
(6 - 4)	その他	

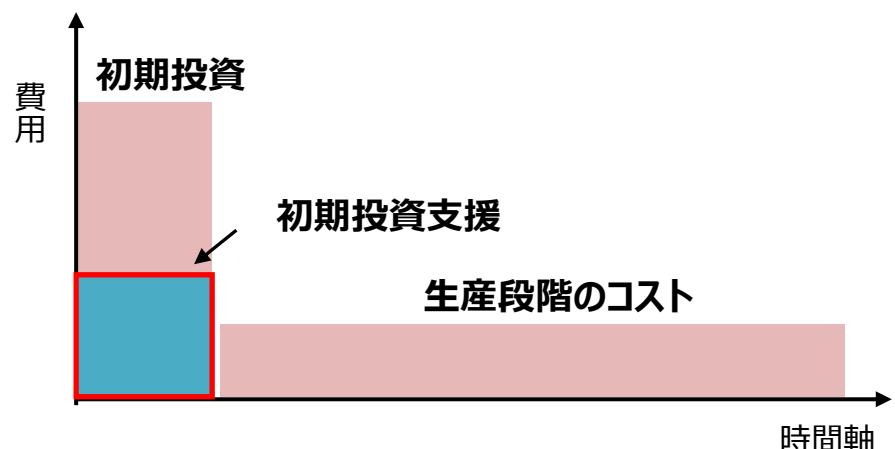
1．国内投資の促進と構造的・持続的賃上げの実現

(1 – 1) 戰略分野国内生産促進税制の創設 (法人税)

- 米国のIRA法、CHIPS法や欧州のグリーン・ディール産業計画をはじめ、戦略分野の国内投資を強力に推進する世界的な産業政策競争が活発化。我が国も、世界に伍して競争できる投資促進策が必要。
- 具体的には、戦略分野のうち、総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高いもの（電気自動車、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体（マイコン・アナログ）など）について、初期投資促進策だけでは国内投資の判断が容易でなく、米国もIRA法で生産・販売段階での支援措置を開始していること等を踏まえ、我が国も、産業構造等を踏まえた、生産・販売量に応じて税額控除措置を講ずる新たな投資促進策が必要。
- こうした新たな投資促進策は、企業に対して生産・販売拡大の強いインセンティブを与え、本税制が対象とする革新性の高い製品の市場創出を加速化することも可能。

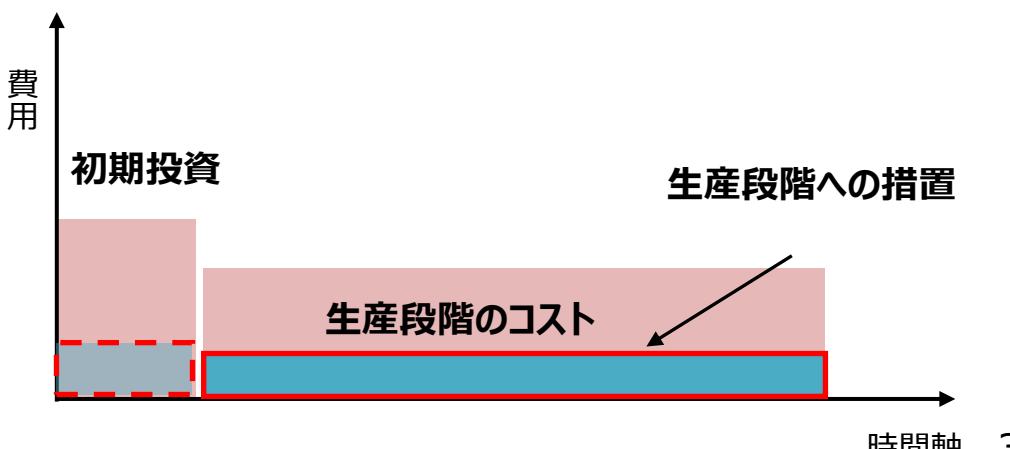
初期投資の割合が大きいもの

→ 初期投資支援が有効



生産段階のコストが大きいもの

→ 戰略分野国内生産促進税制を措置



(参考1) 戰略分野国内生産促進税制の制度設計について

大胆な国内投資促進策とするための措置

- **対象物資ごとの生産・販売量に応じた税額控除措置**
 - 戰略的に取り組むべき分野として、産業競争力強化法に**対象物資を法定**
 - 本税制の対象分野のうちGX分野については、**GX経済移行債による財源を活用**
- 産業競争力強化法に基づく**事業計画の認定から10年間の措置期間 + 最大4年※の繰越期間**
- **法人税額の最大40%※を控除可能とする等の適切な上限設定**

※ 半導体については繰越期間3年、法人税の20%まで控除可能

対象物資ごとの単位あたり控除額

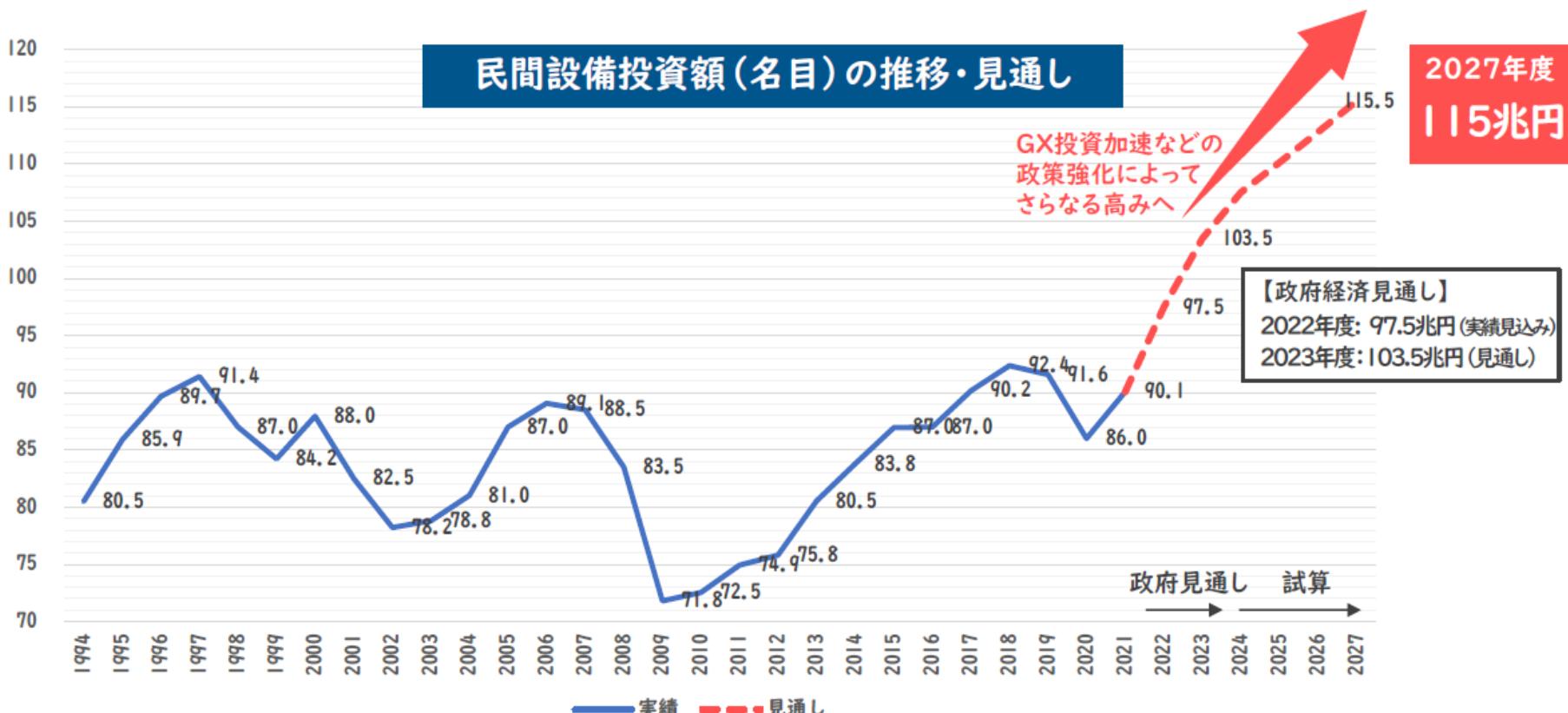
物資		控除額
電気自動車等	EV・FCV	40万円/台
	軽EV・PHEV	20万円/台
グリーンスチール		2万円/トン
グリーンケミカル		5万円/トン
持続可能な航空燃料 (SAF)		30円/リットル

物資		控除額
半導体	マイコン	28-45nm相当
		45-65nm相当
		65-90nm相当
		90nm以上
	アナログ半導体 (パワー半導体含む)	パワーレジスター (Si)
		パワー (SiC, GaN)
		イメージセンサー
		その他

(注) 競争力強化が見込まれる後半年度には、控除額を段階的に引き下げる。(生産開始時から8年目に75%、9年目に50%、10年目に25%に低減)
半導体は、200mmウェハ換算での単位あたり控除額。

(参考2) 国内投資拡大の現状と今後に向けて

- 我が国では海外投資の増加等を背景に国内投資が停滞していたが、近年増加傾向。特に足下では大きく増加し、今年度は100兆円を超える見通しが示されている。
- 一方、世界では、戦略分野への投資を自国内に誘導する産業政策が活発化。米国は昨年8月に成立したIRA法により、国による50兆円規模の投資促進策を打ち出し。EUは本年に入って、域内投資を促す観点からグリーン・ディール産業計画等を発表。
- こうした中、我が国としても大胆な投資促進策を講じることで、国内投資を拡大し、賃金を引き上げ、地域も含めて需要を喚起し、持続的な経済成長に繋げていく。



(1-2) イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設

新設

（法人税・法人住民税・事業税）

- イノベーションの国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、特許やソフトウェア等の知財から生じる所得に減税措置を適用するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）を創設する。
- 2000年代から欧州各国で導入が始まり、直近ではシンガポールやインド、香港といったアジア諸国でも導入・検討が進展。

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）のイメージ



- : 課税所得全体
: 本税制の対象となる所得

（※1）産業競争力強化法において新設する規定により確認。

企業が主に「国内で」、「自ら」開発した知財に限る（※1）

特許権等

ライセンス所得

譲渡所得

所得控除
30%圧縮

対象所得について、

29.74%から約20%相当まで引下げ
(法人実効税率ベース)

<各国の導入状況（※2）（括弧内は導入年数）>

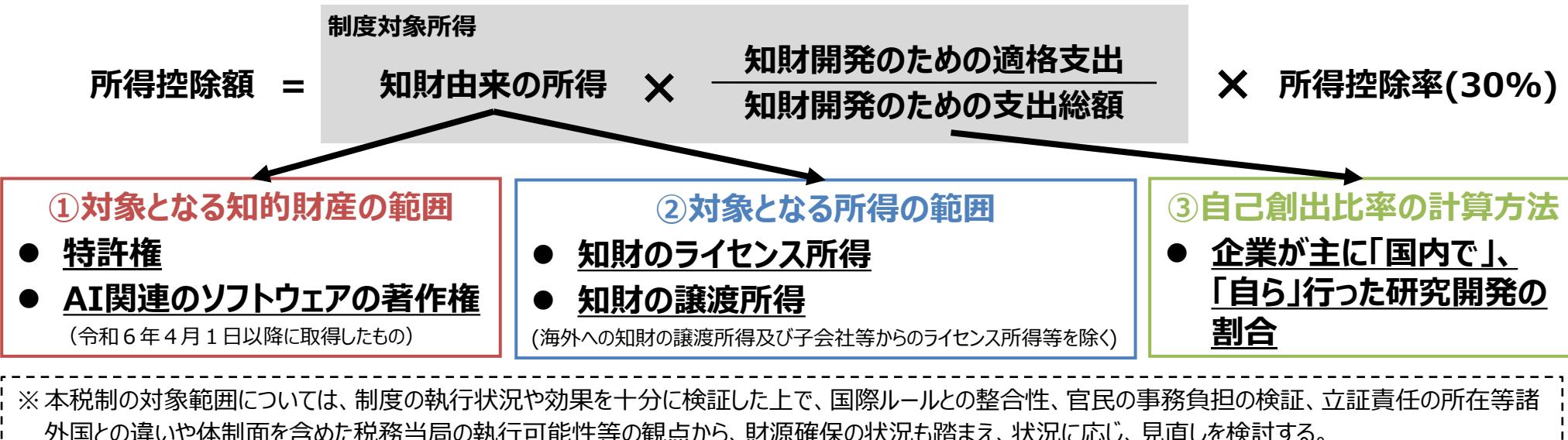
フランス（2001）、ベルギー（2007）、オランダ（2007）、中国（2008）、スイス（2011）、イギリス（2013）、韓国（※3）（2014）、アイルランド（2016）、インド（2017）、イスラエル（2017）、シンガポール（2018）、香港（2024目標）、オーストラリア（検討中）

（※2）米国には、無形資産由来の所得に係る制度として、FDII、GILTIが存在

（※3）韓国では中小企業を対象とした制度

(参考) イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の制度案

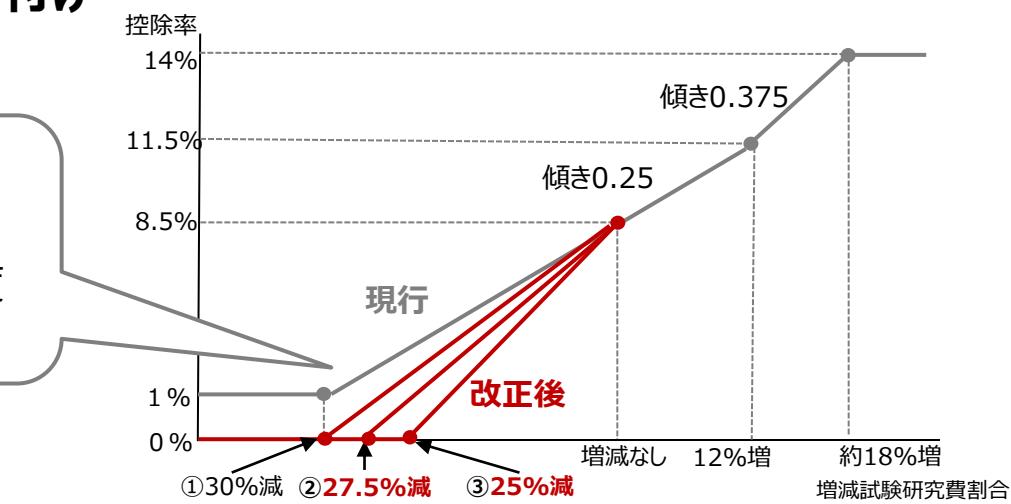
- 指定期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- 所得控除率：30%
- 所得控除額算定式



(参考) 研究開発税制における控除率のメリハリ付け

研究開発税制について、研究開発費が減少している場合の控除率を段階的に調整。

(①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施)



(1-3) 賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】							改正前【措置期間：2年間】						
大企業 ※1	継続雇用者 ^{※4} 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率 ^{※6}	教育訓練費 ^{※7} (前年度比)	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率	最大控除率	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額控除率	最大控除率	
	+ 3 %	10%	+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5 % 上乗せ	35%		+ 3 %	15%	+ 20%	5 % 上乗せ	30%
	+ 4 %	15%							+ 4 %	25%			
	+ 5 %	20%							-	-			
	+ 7 %	25%							-	-			

中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率	最大控除率					
	+ 3 %	10%	+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5 % 上乗せ	35%	+ 3 %	15%	+ 20%	5 % 上乗せ	30%
	+ 4 %	25%						+ 4 %	25%			
	-	-						-	-			
	-	-						-	-			

中小企業 ※3	全雇用者 ^{※5} 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率	最大控除率					
	+ 1.5 %	15%	+ 5 %	10 % 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5 % 上乗せ	45%	+ 1.5 %	15%	+ 10 %	10 % 上乗せ	40 %
	+ 2.5 %	30%						+ 2.5 %	30%			
	-	-						-	-			
	-	-						-	-			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**^{※8}。

※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当たる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。

※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。

※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

(参考) 租税特別措置の不適用措置の見直しについて

- 収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対して講ずることとしている、研究開発税制等の一部の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置について、その期間を3年間延長とともに、要件を一部見直す。

制度概要 【適用期限：令和8年度末まで】 ※赤字：令和6年度税制改正における変更点

下記の①～③の全てを満たす**資本金1億円超の大企業**は不適用措置の対象。

①所得金額：対前年度比で増加

②継続雇用者の給与等支給額：

・大企業（下記以外の場合）：対前年度以下

・前年度が黒字の大企業（資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上、又は、従業員数2,000人超）：

対前年度増加率 1%未満

③国内設備投資額：

・大企業（下記以外の場合）：当期の減価償却費の3割以下

・前年度が黒字の大企業（資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上、又は、従業員数2,000人超）：

当期の減価償却費の4割以下

【対象となる租税特別措置】

研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制

(1-4) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充及び延長

拡充・延長

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 2030年度46%削減、2050年度カーボンニュートラルの実現に向けては、民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠。このため、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、炭素生産性等の要件を見直しつつ、カーボンニュートラルに果敢に取り組む中小企業に対しては、その取組を強力に後押しする観点から、控除率を引上げ。
- さらに、カーボンニュートラルに向けた投資は、投資の検討から投資判断に至るまでの期間や、投資から設備の稼働まで一定の期間が必要であることを踏まえ、適用期間を長期化。なお、対象資産から、需要開拓商品生産設備を除外する。

改正概要

【適用期間】令和10年度末まで

(認定期間：2年以内 + 設備導入期間：認定日から3年以内)

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

(1) 対象

事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO₂排出量）を相当程度向上させる計画に必要となる設備
※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、**車両及び運搬具**（一定の鉄道用車両に限る。）。

ただし、照明設備及び対人空調設備を除く。

※措置対象となる設備は設備単位で炭素生産性が1%以上向上するもの

(2) 措置内容

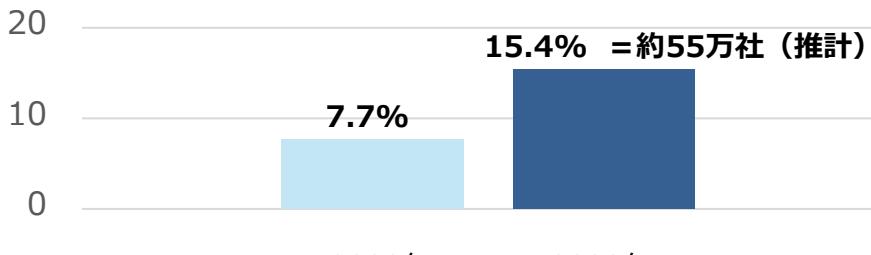
対象	現行			見直し・拡充		
	企業区分	炭素生産性	税制措置	企業区分	炭素生産性	税制措置
－	－	－	－	中小企業	17%	税額控除14% 又は特別償却50%
なし	10%	税額控除10% 又は特別償却50%	大企業	20%	税額控除10% 又は特別償却50%	
	7%	税額控除5% 又は特別償却50%	大企業	15%	税額控除5% 又は特別償却50%	

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

(参考) 中小企業のカーボンニュートラルに向けた取組状況について

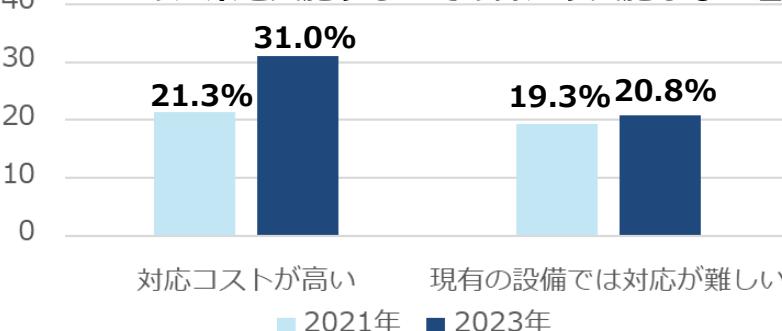
- 近年、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル（CN）を目指して取り組むグローバル企業が増加しつつある。実際に、取引先からCNに向けた協力を要請された割合は、2020年から倍増。
- こうした取引先の動きに加え、昨今のエネルギー価格の高騰もあり、中小企業においても2年前に比べてCNに関する取組や意識は大幅に変化。
- 他方で、CNに向けた取組の課題として、対応コストが高いと回答する者が大きく増加していることや現有設備では対応が難しいと回答する者も一定程度存在。こうした中小企業のCNに向けた取組をより一層後押し。

取引先からのCNに向けた協力要請



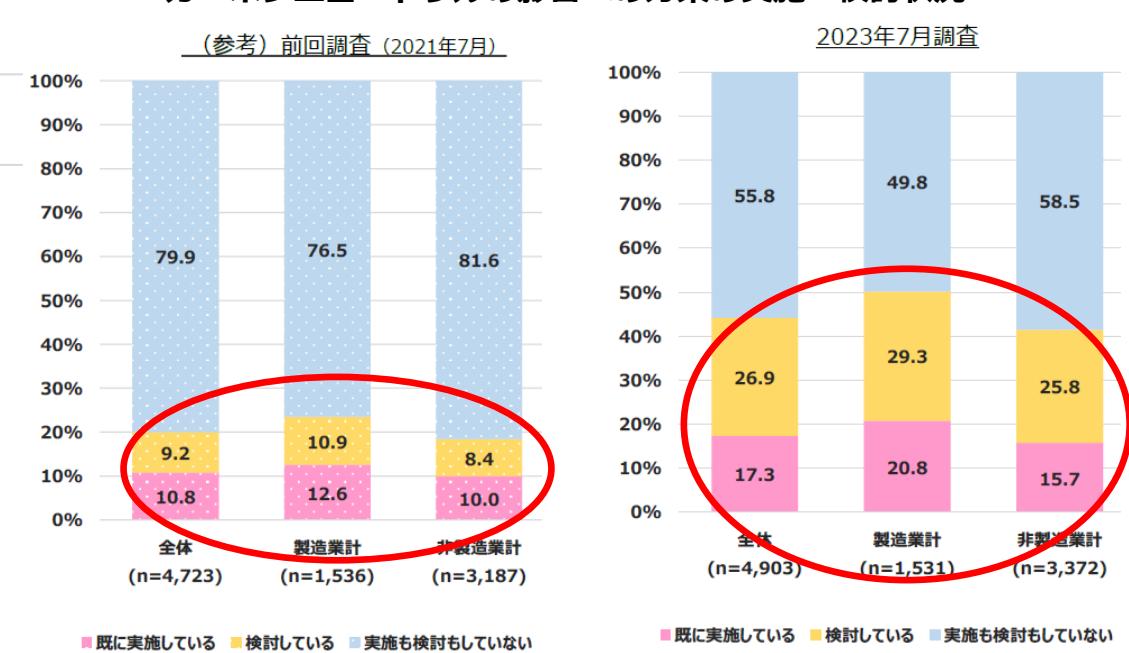
【出所】中小企業白書（2023年）より抜粋

CNの方策を実施するまでの課題や実施しない理由



【出所】2023年7月 中小企業のカーボンニュートラルに関する意識調査
(商工中金) を元に経済産業省が作成

カーボンニュートラルの影響への方策の実施・検討状況



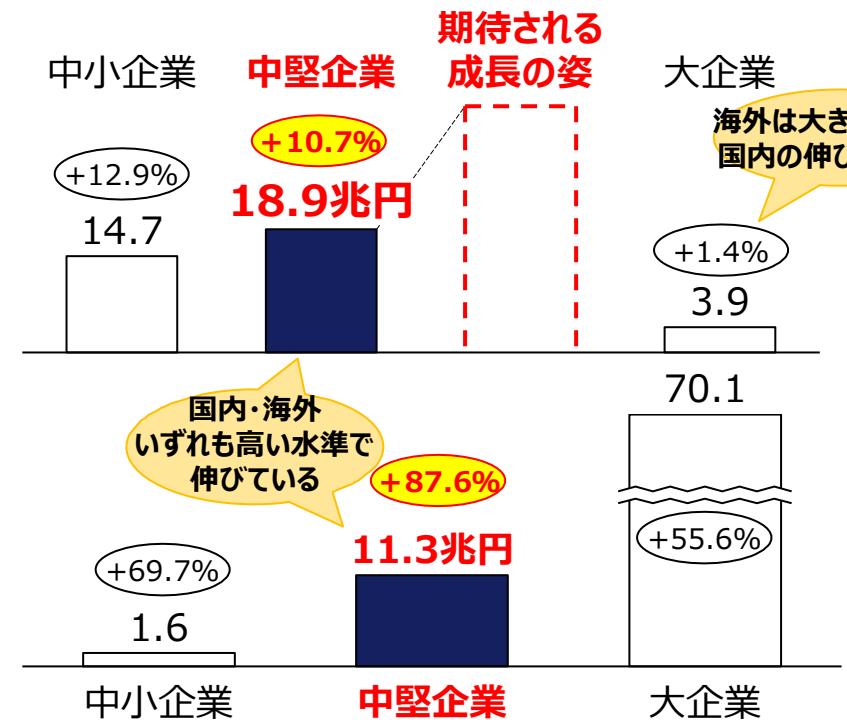
【出所】2023年7月 中小企業のカーボンニュートラルに関する意識調査 (商工中金)

2. 地域経済を支える中堅企業の活性化と 中小・小規模事業者の事業承継・成長支援等

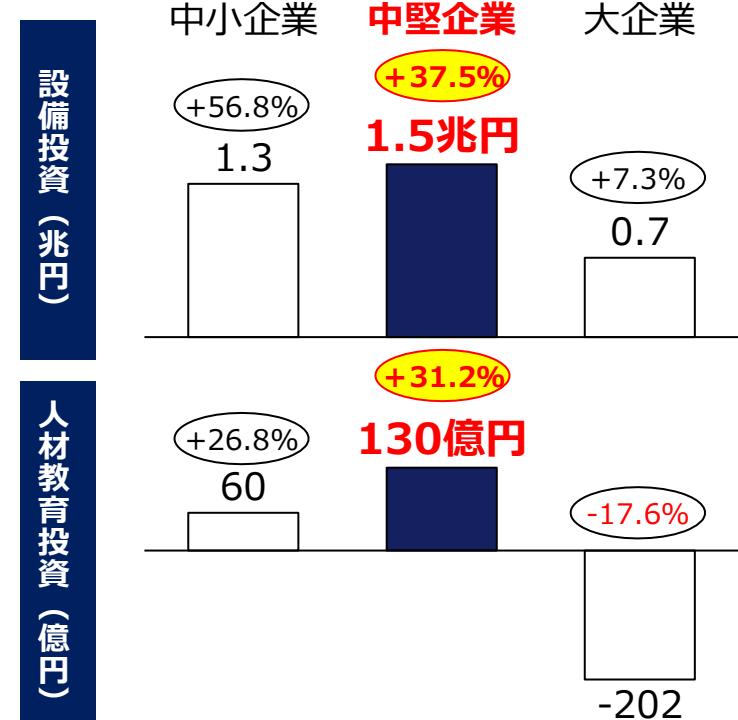
(参考1) 中堅企業の重要性①：国内経済、国内投資等への貢献

- 中堅企業は、海外拠点の事業を拡大しつつも、国内拠点での事業・投資も着実に拡大し、国内経済の成長に最も大きく貢献。
- 他方、大企業は、この10年間で圧倒的に海外拠点での事業を拡大してきた。今後成長する中堅企業が、国内投資志向の成長戦略を描けるかどうかが、日本経済の持続的な成長に決定的に重要。

過去10年間における国内・海外現地の売上高の伸び^{*1,2}



過去10年間における国内投資の伸び^{*3}



*1 中小企業：中小企業基本法上の中小企業者、中堅企業：従業者数2,000人以下（中小企業除く）、大企業：従業者数2,000人超（中小企業除く）

*2 国内法人（単体）は、2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業（従業者50人以下かつ資本金3,000万円以上。n=22,948）のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の売上高の増減額。海外現地法人は、2012・2022年度の企業活動基本調査・海外事業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業（n=2,333）のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の海外現地法人（子会社）の売上高の増減額。

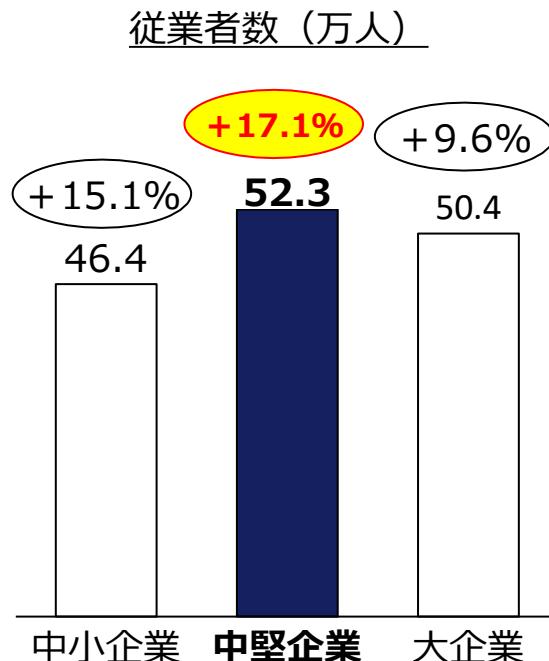
*3 2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の有形固定資産当期取得額、能力開発費（研修参加費、留学費等）の増減額。

出所 経済産業省「企業活動基本調査」・「海外事業活動基本調査」（2012・2022年度調査）再編加工

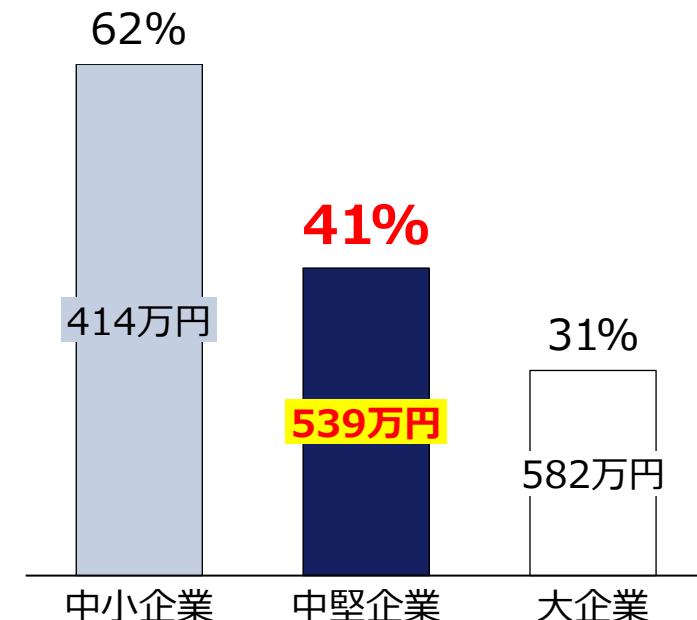
(参考2) 中堅企業の重要性②：地域での賃金水準引き上げ

- 日本全体の賃上げを実現するには、従業者数・給与総額の伸び率が大企業を上回り、さらに地方に多く立地し、良質な雇用の提供者となっている中堅企業の果たす役割が大きい。
- 中堅企業は一社あたりの従業者数も中小企業より大きく、成長投資等により規模拡大し賃上げすることは、取引先や周辺企業への波及も含め、地域の賃金水準の引き上げに貢献することに加え、良質な雇用を生む成長企業への経営資源の集約化など前向きな新陳代謝の受け皿としての役割も期待される。

中小・中堅・大企業の10年間での伸び額・率^{*1,2}



大都市圏以外の立地割合と
1人当たり給与支給総額^{*1,3}



*1 中小企業：中小企業基本法上の中小企業者、中堅企業：従業者数2,000人以下（中小企業除く）、大企業：従業者数2,000人超（中小企業除く）

*2 2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の増減額・率

*3 2022年度の企業活動基本調査に回答した企業（親会社がいる企業除く）の所在地（大都市圏：東京都、愛知県、大阪府）及び従業者一人当たり給与支給総額（従業者は就業時間換算）。

(2-0) 成長志向の中堅企業等の成長を促進する税制措置

- 成長志向の中堅企業等の成長を後押しするため、新たな需要獲得等に資する設備投資や規模拡大・高付加価値化を目的としたグループ化、賃上げ等を促進する措置を講ずる。

1

大規模投資を通じた新たな需要獲得等の推進

【地域未来投資促進税制の拡充】

- 高い成長力を有し、成長志向の中堅企業による設備投資に対して、地域未来投資促進税制に**6%の税額控除**を講じる中堅企業枠を新たに創設。

2

M&Aを通じた経営高度化・規模拡大

【中堅・中小企業によるグループ化の推進】

- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しするため、既存の準備金制度について、中堅企業を対象に追加し、複数回のM&Aを行う場合の**積立率を最大100%**に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化。

※その他、吸収合併等を伴うグループ化の取組にて発生する登録免許税の軽減措置の拡充を行う。

3

人材確保

【賃上げ促進税制の拡充】

- 人材確保にも資する賃上げの後押しに向けて、中堅企業枠を創設。

- 地域未来投資促進税制**は、地域の特性を活かして**高い付加価値を創出し**、**地域に相当の経済的效果**をもたらすとして、主務大臣の確認を経た事業計画に基づき行う**設備投資を促進する税制**。
- 賃金・技術蓄積等の面で地域に大きな波及効果をもたらす**成長志向の中堅企業**が、躊躇することなく、さらに**規模拡大していくために必要な大規模国内投資を後押しするための中堅企業枠を創設（税額控除率6%）**。

改正内容

※赤字が改正箇所 【税制期限：令和6年度末まで】

対象者	地域経済牽引事業計画 ^{*1} の承認を受けた者	
	通常	特別償却40% 又は税額控除4%
機械装置 器具備品	<p>【現行の上乗せ要件】 下記①を満たした上で、②または③を満たす</p> <p>① 労働生産性の伸び率 5%*2以上かつ投資收益率 5%以上 ② 直近事業年度の付加価値額増加率が 8%以上 ③ 対象事業において創出される付加価値額が 3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上</p> <p>【中堅企業枠】 上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす</p> <p>イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業 ロ：設備投資額が10億円以上であること ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること</p>	特別償却50% 又は税額控除5%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%／税額控除2%	

賃金水準・成長意欲が高い中堅企業^{*3}

1. 常時使用する従業員数が2,000人以下

※中小企業者及びみなし大企業を除く

2. 良質な雇用の創出

地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認

3. 将来の成長性

将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認

4. 経営力

成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

* 1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

* 2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率4%以上。

* 3 産業競争力強化法において規定。

(2-2) 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長 (中堅・中小グループ化税制)

(法人税・法人住民税・事業税)

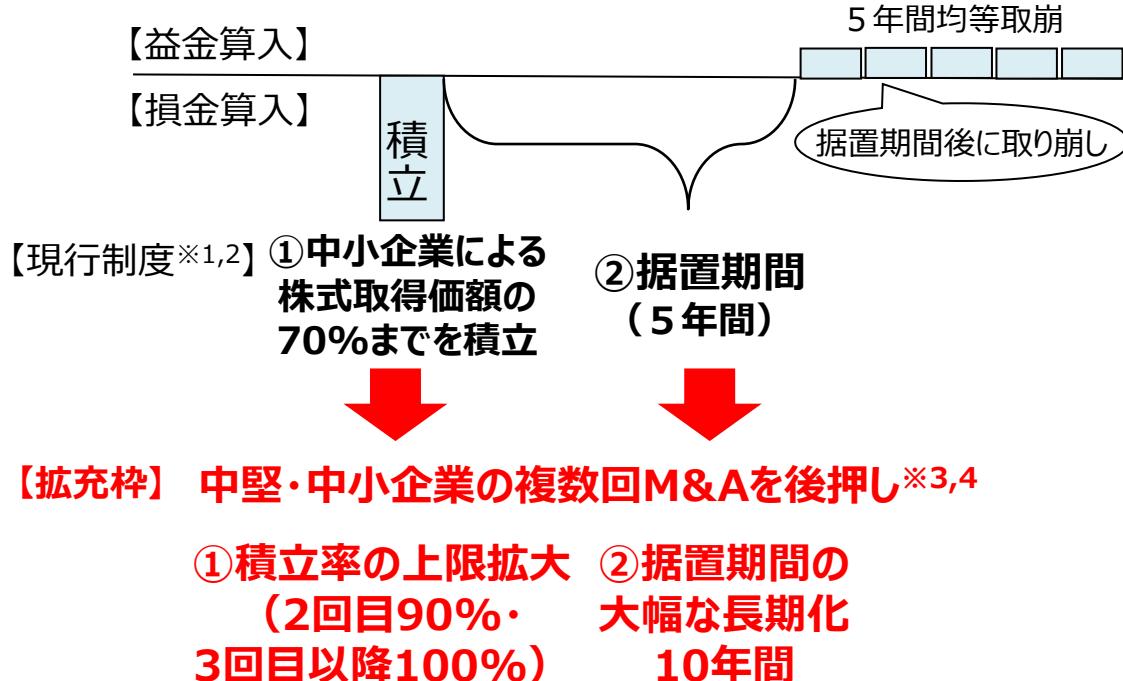
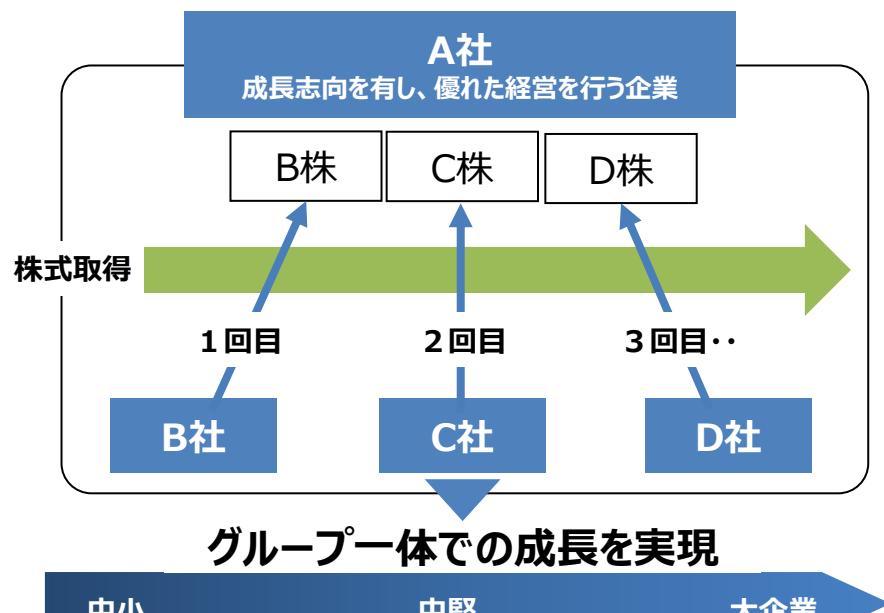
- 成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、親会社の強みの横展開や経営の効率化によって、グループ一体となって飛躍的な成長を遂げることが期待される中、グループ化に向けて複数回のM&Aを実施する場合、簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクが課題。
- こうしたリスクも踏まえ、現行の中小企業事業再編投資損失準備金を拡充・延長し、中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回M&Aを集中的に後押しするため積立率や据置期間を深堀りする新たな枠を創設する。

改正概要

※赤字が改正箇所

【適用期限：令和8年度末】

<グループ化に向けた複数回のM&A>



※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。

※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。

※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件（拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要）。

※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。

- 事業承継税制は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上のために、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置。
- コロナの影響が長期化したことを踏まえ、法人版・個人版の特例承継計画の提出期限を2年延長することとし、適用期限の到来に向けて、早期事業承継への支援体制の構築を図る。

改正概要

※赤字が改正箇所

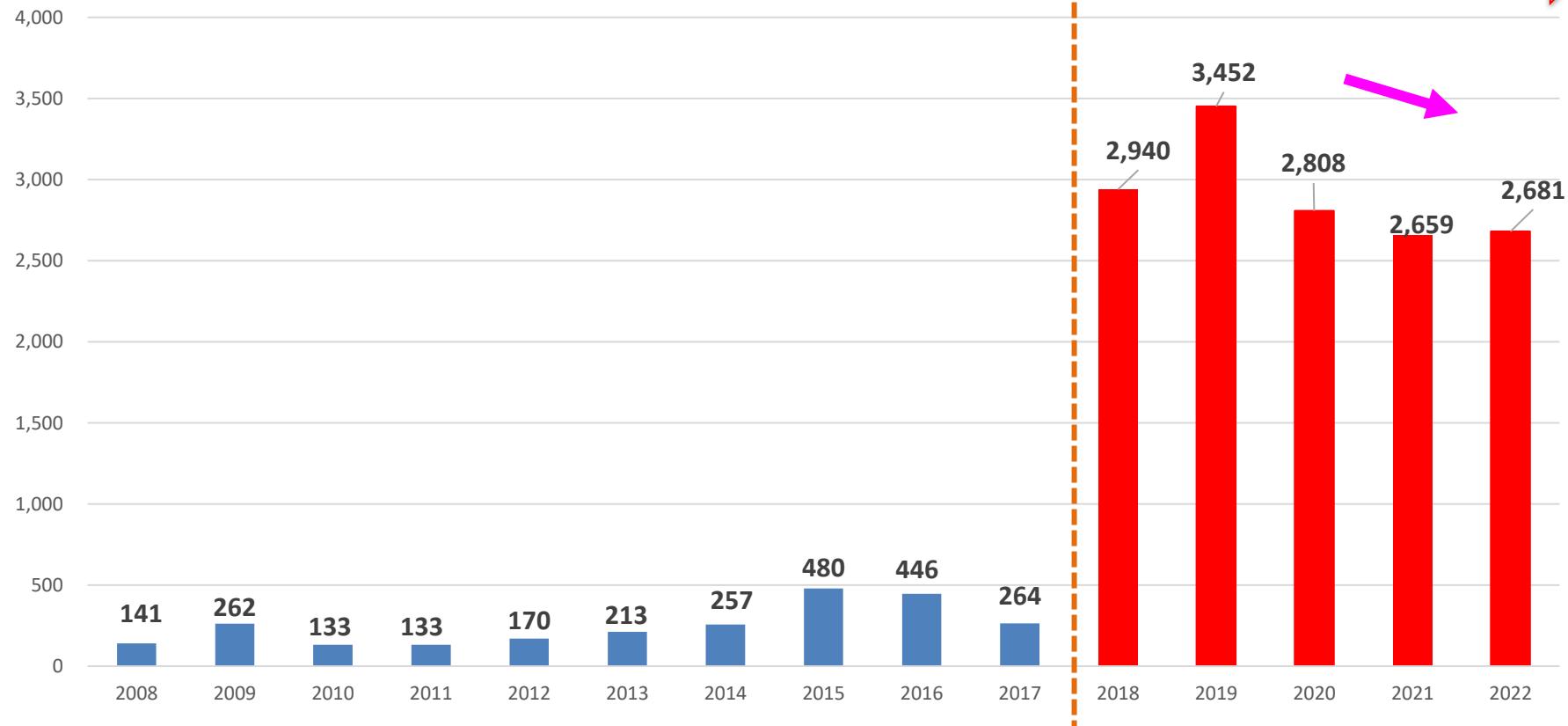
【特例承継計画の提出期限：法人版・個人版いずれも**令和7年度末**】

(参考) 事業承継税制の活用状況

- 事業承継税制は、地域の経済や雇用を支え、成長を志向する中小企業に多く活用されている。
- 特例承継計画（法人版）の活用件数は、コロナ禍前（2018・2019年）は増加したもののコロナ禍（2020年～2022年）は落ち込んだ。急激な経営環境の変化により、中小企業の事業承継の検討が遅れている。

コロナ等による活用の遅れ

● 活用件数の推移



※2017年度以前は計画認定件数、2018年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。

(2-4) 中小法人の交際費課税の特例の拡充及び延長 (法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 租税特別措置法上、交際費等については、損金不算入が原則。
- 販売促進手段が限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費で、当該措置は非常に重要であるため、定額控除限度額（800万円）までの全額を損金算入可能とする特例措置を3年間延長する。
- また、会議費の実態を踏まえ、交際費等から除外される飲食費に係る基準（1人あたり5,000円以下）の1万円への引上げを行う。

改正概要

※赤字が改正箇所
【適用期限：令和8年度末】



※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供應、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（1人あたり5,000円超の飲食費含む）。

1人あたり5,000円以下の飲食費は、交際費等の範囲から除外されているが、これを1万円に引上げ。

(2-5) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

延長

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能。
- インボイス制度の導入等により事務負担が増加する中で、①償却資産の管理などの事務負担の軽減、②事務処理能力・事務効率の向上を図るため、本制度の適用期限を2年間延長する。

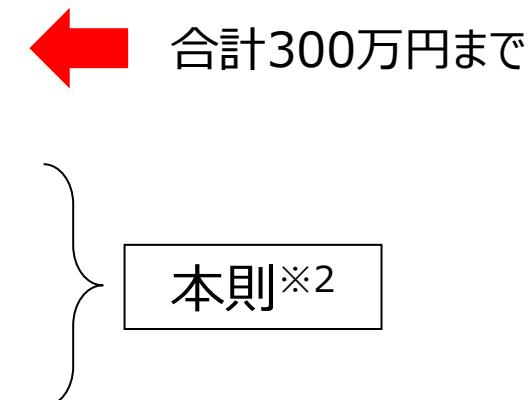
改正概要

※赤字が改正箇所

【適用期限：令和7年度末】

○適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるもの）の用に供した資産を除く

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却※1 (残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)



※1 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1／3ずつ損金算入することが可能。

※2 本則についても、適用対象資産から貸付け（主要な事業として行われるもの）の用に供した資産が除かれる。

※3 従業員数については、中小企業者は500名以下、出資金等が1億円超の組合等は300名以下が対象

- 外形標準課税の対象法人数の減少を踏まえ、課税対象を中小企業やスタートアップに広げるのではなく、大企業の減資や100%子法人等への対応として、以下①②の見直しを講ずる。
- ①外形標準課税の対象法人について、現行基準を維持する（外形標準課税の対象外である中小企業・スタートアップは、引き続き対象外）。ただし、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とする。（令和7年4月1日施行予定）。
- ②資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等（当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。）の100%子法人等のうち、資本金1億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは原則、対象とする。ただし、産業競争力強化法の改正を前提に、同法による認定を受けた事業者がM&Aを通じて買収した100%子法人等については、5年間対象外とする。また、新たに外形標準課税の対象となる法人について、従来の課税方式で計算した税額を超えた額のうち、一定の額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する（2年間の経過措置）（令和8年4月1日施行予定）。

令和6年度与党税制改正大綱

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

4. 地域・中小企業の活性化等

(2) 外形標準課税

(略) 外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。このような減資には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、組織再編等の際に子会社の資本金を1億円以下に設定することにより、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。

企業の稼ぐ力を高める法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえ、中堅・中小企業のM&Aやスタートアップへの影響が生じないよう配慮しつつ、外形標準課税の適用対象法人のあり方について制度的な見直しを行う。

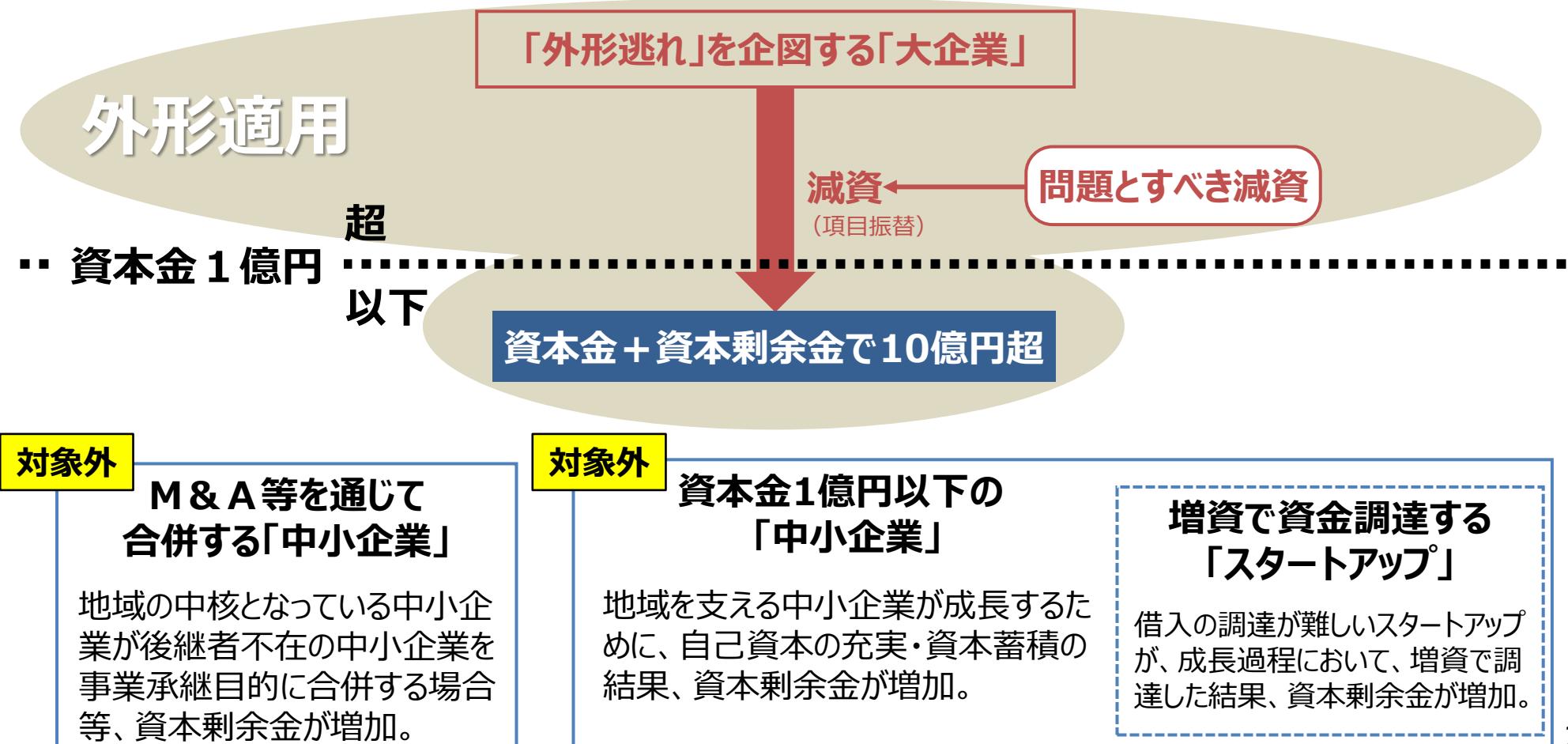
まず、減資への対応として、現行基準（資本金1億円超）は維持しつつ、外形標準課税の対象である大法人に対する補充的な基準を追加する。具体的には、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象とする。なお、このように今回の見直しは、外形標準課税の対象を中小企業に広げるものではない。

加えて、親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを外形標準課税の対象とする。

また、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

(参考1) 外形標準課税の見直し（減資対応）の概要

- 外形標準課税の対象外となっている中小企業やスタートアップ[†]（資本金1億円以下）について、引き続き対象外（新設法人も、事業年度末日時点で資本金1億円以下であれば対象外）。
- ただし、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人（資本金1億円超）であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となる（令和7年4月1日施行予定）。



(参考2) 外形標準課税の見直し(分社化等への対応)の概要

- 大企業の100%子法人や外形逃れを企図した組織再編への対応のため、「資本金+資本剰余金」50億円超の親法人の100%子法人等(※1)が「資本金+資本剰余金」2億円超(※2)の場合、外形対象（「資本金+資本剰余金」2億円以下の場合は対象外）。
- 非課税又は所得割のみで課税される親法人（=資本金1億円以下の中小企業等）の100%子法人等は、引き続き外形の対象外。

- ✓ 産業競争力強化法の改正を前提に、同法の特別事業再編計画（仮称）に基づき行われるM&Aにより100%子法人等となった法人について、5年間、外形対象外とする特例措置を設ける。
- ✓ 本改正により新たに外形対象となる法人について、外形対象となったことにより従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額を、施行日以後に開始する事業年度の1年目に2/3、2年目に1/3軽減。
- ✓ 2年間の猶予期間を設け、令和8年4月1日施行予定。

外形標準課税の対象となる子法人

「資本金+資本剰余金」50億円超の大規模法人
(外形対象外である中小企業を除く)

100%子法人等
(完全支配関係がある場合)

「資本金+資本剰余金」2億円超の
中小企業は新たに外形対象

産業競争力強化法における対象除外措置

地域の中核となり、成長を目指す「中堅・中小企業」が、
M&Aにより中小企業を子会社化し、グループ一体での
成長を遂げていくケース

産業競争力強化法の計画認定を受けた場合

既存の100%子法人等も含め、5年間は外形対象外

※1 法人税法上の完全支配関係がある法人、100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
※2 公布日以後に、100%子法人等が親法人に対して資本剰余金から配当を行った場合、当該配当に相当する額を加算

3. スタートアップ・エコシステムの更なる強化

(3-1) ストックオプション税制の拡充 (所得税・個人住民税)

(特定の取締役等が受けける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の拡充)

拡充

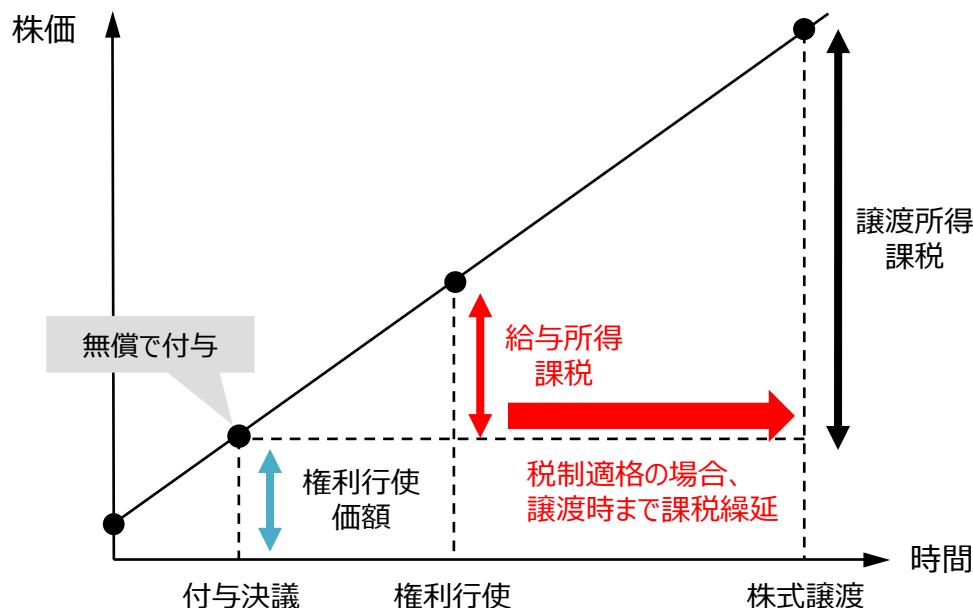
- スタートアップの人材確保や従業員のモチベーション向上に資するストックオプション税制について、①発行会社自身による株式管理スキームを創設するとともに、②年間権利行使価額の限度額を最大で現行の3倍となる3,600万円へ引き上げ、③社外高度人材への付与要件を緩和・認定手続を軽減する等の拡充を行う。

現行制度

- ① 株式保管委託要件： 非上場段階で権利行使後、証券会社等に保管委託することが必要
- ② 権利行使価額の限度額： 1,200万円/年
- ③ 社外高度人材： 一定の要件を満たした社外高度人材が対象

改正概要

- ① 株式保管委託要件： 新たな株式管理スキームを創設し、発行会社による株式の管理も可能とする
- ② 権利行使価額の限度額：
設立5年未満の会社が付与したものは、2,400万円/年
設立5年以上20年未満の会社*が付与したものは、3,600万円/年
*非上場又は上場後5年未満の上場企業
- ③ 社外高度人材： 新たに、非上場企業の役員経験者等を追加し、国家資格保有者等に求めていた3年以上の実務経験の要件を撤廃するなど、対象を拡大



税制適格ストックオプション

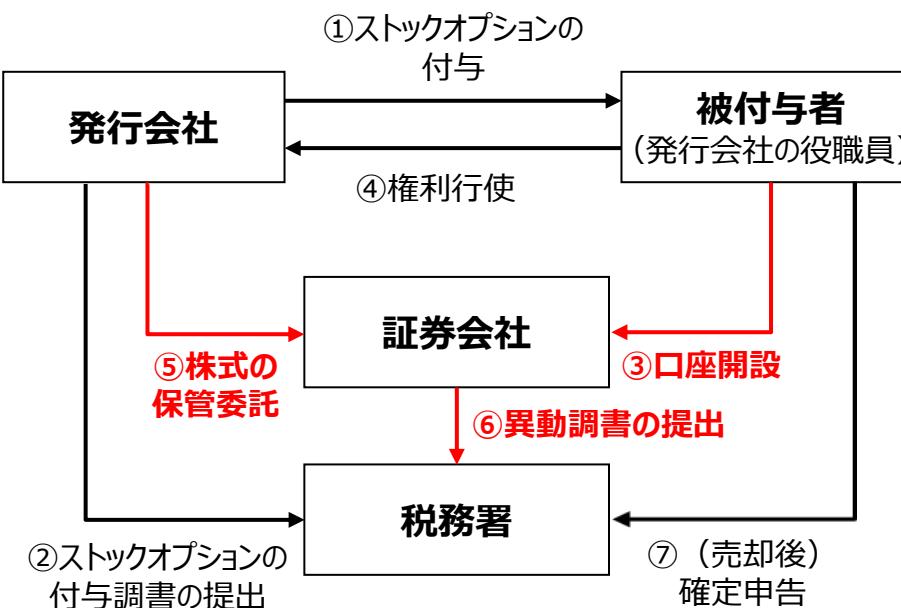
- 権利行使時の経済的利益には課税せず
株式譲渡時まで課税繰延

- 譲渡所得として課税

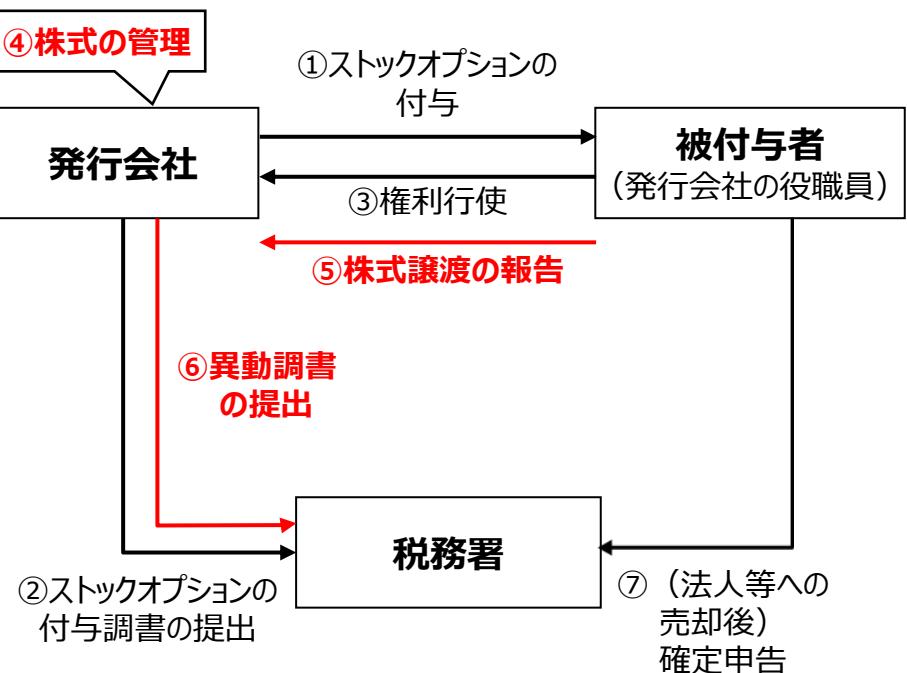
(参考1) 発行会社自身による株式管理スキームの創設

- 非上場の段階で税制適格ストックオプションを行使し、株式に転換した場合、税制の対象となるには、証券会社等と契約し、専用の口座を従業員ごとに開設した上で当該株式を保管委託する必要がある。
- こうした対応には、金銭コスト・時間・手続負担がかかるとの声がある。特にM&Aについては短期間での権利行使が必要となる場合もあり、スタートアップの円滑なM&AによるEXITを阻害するとの声もある。
- このような状況を踏まえ、譲渡制限株式について、発行会社による株式の管理等がされる場合には、証券会社等による株式の保管委託に代えて発行会社による株式の管理も可能とする。

証券会社等への株式保管委託（現行）

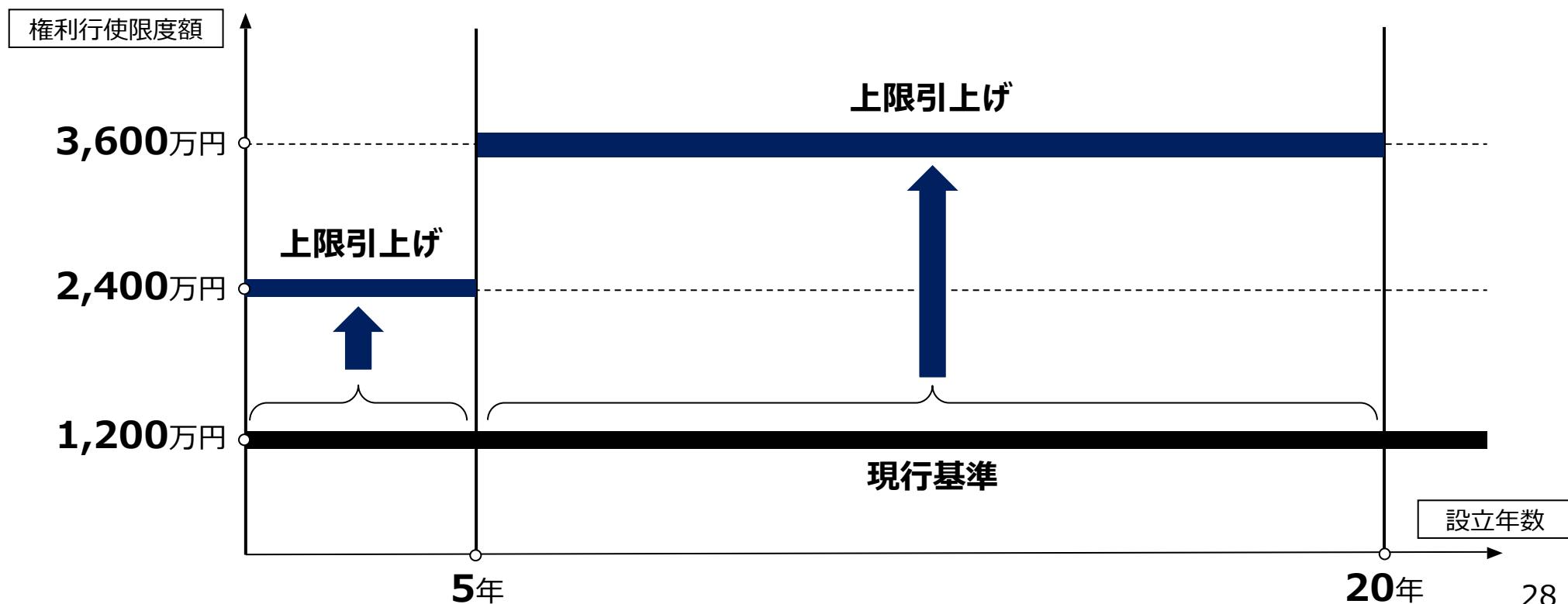


発行会社による株式の管理（改正後新設）



(参考2) 年間の権利行使価額の限度額の引上げ

- ユニコーン企業を目指してスタートアップが大きく成長するためには、レイター期から上場前後の企業価値が高くなった時期に更なる成長に必要な優秀な人材を採用する必要がある。
- スタートアップの人材獲得力向上のため、一定の株式会社が付与するストックオプションについて年間の権利行使価額の限度額を引き上げる。
 - 上限2,400万円/年の引上げ：設立5年未満の株式会社が付与するストックオプション
 - 上限3,600万円/年の引上げ：設立5年以上20年未満の株式会社のうち、
非上場又は上場後5年未満の上場企業が付与するストックオプション



(参考3) 社外高度人材に対するストックオプション税制の拡充

- スタートアップが社外人材を円滑に活用できるよう、ストックオプション税制の対象となる社外高度人材の範囲を拡充。新たに、非上場企業の役員経験者等を追加し、国家資格保有者等に求めていた3年以上の実務経験の要件を撤廃するなど、対象を拡大する。また、計画認定に際して必要な申請書類を簡素化するなど、手続き負担を軽減。

	改正前		改正後
国家資格 (弁護士・会計士等)	国家資格を保有	3年以上の実務経験	
博士	博士の学位を保有	3年以上の実務経験	
高度専門職	高度専門職の在留資格 をもって在留	3年以上の実務経験	
教授・准教授	なし		教授及び准教授
企業の役員経験者	上場企業で	3年以上の役員経験	上場企業 又は 一定の非上場企業で
先端人材	将来成長発展が期待される分野の 先端的な人材育成事業に選定され従事していた者		将来成長発展が期待される分野の 先端的な人材育成事業に選定され従事していた者
エンジニア・ 営業担当者・ 資金調達従事者等	過去 10年間	製品又は役務の開発に 2年以上従事	過去 10 年間
		一定の売上高要件を 満たす	製品又は役務の開発に2年以上従事 製品又は役務の販売活動に2年以上従事 資金調達活動に2年以上従事
			一定の売上高要件を満たす 一定の支出要件を満たす 一定の売上高要件を満たす 一定の資本金等要件を満たす

(3-2) エンジエル税制の拡充等 (所得税・個人住民税)

- エンジエル税制について、株式譲渡益を元手としたスタートアップへの再投資に対する非課税措置も含め、一定の新株予約権の取得金額も対象に加えるほか、信託を通じた投資の対象化等の拡充を行う。
- さらに、与党税制改正大綱において、株式譲渡益を元手とする再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において、引き続き検討する方針が明記された。

税制措置の概要

以下のいずれかの措置を利用可能

投資時点
エンジエル投資

優遇措置A ・(投資額-2,000円)をその年の総所得金額から控除し課税繰延
・控除上限は800万円 or 総所得金額×40%のいずれか低い方

優遇措置B ・投資額をその年の株式譲渡益から控除し課税繰延
・控除上限はなし

プレシード ・投資額をその年の株式譲渡益から控除し非課税
・シード特例 ・控除上限はなし (年間20億円までは非課税)

起業

起業特例 ・投資額をその年の株式譲渡益から控除し非課税
・控除上限はなし (年間20億円までは非課税)

株式譲渡時点

譲渡損失が発生した場合※、その年の他の株式譲渡益と通算可能
(翌年以降3年にわたり可能) なお、破産、解散等した場合も可能

※スタートアップへ投資した年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて譲渡損失（譲渡益）を算定

拡充等の主な内容

1 新株予約権の取得金額も対象に

現行制度は株式の取得のみが対象となっているところ、一定の新株予約権行使して株式を取得した際に要件を満たせば、当該新株予約権の取得金額も税制の対象に加える。

2 信託を通じた投資も対象に

現行制度ではスタートアップへの直接投資のほか、民法上の任意組合や投資事業有限責任組合（LPS）経由の投資が対象となっているが、指定金銭信託（単独運用）を通じた投資も加える。

※このほか、都道府県が交付する確認書の電子化等の利便性向上を行う。

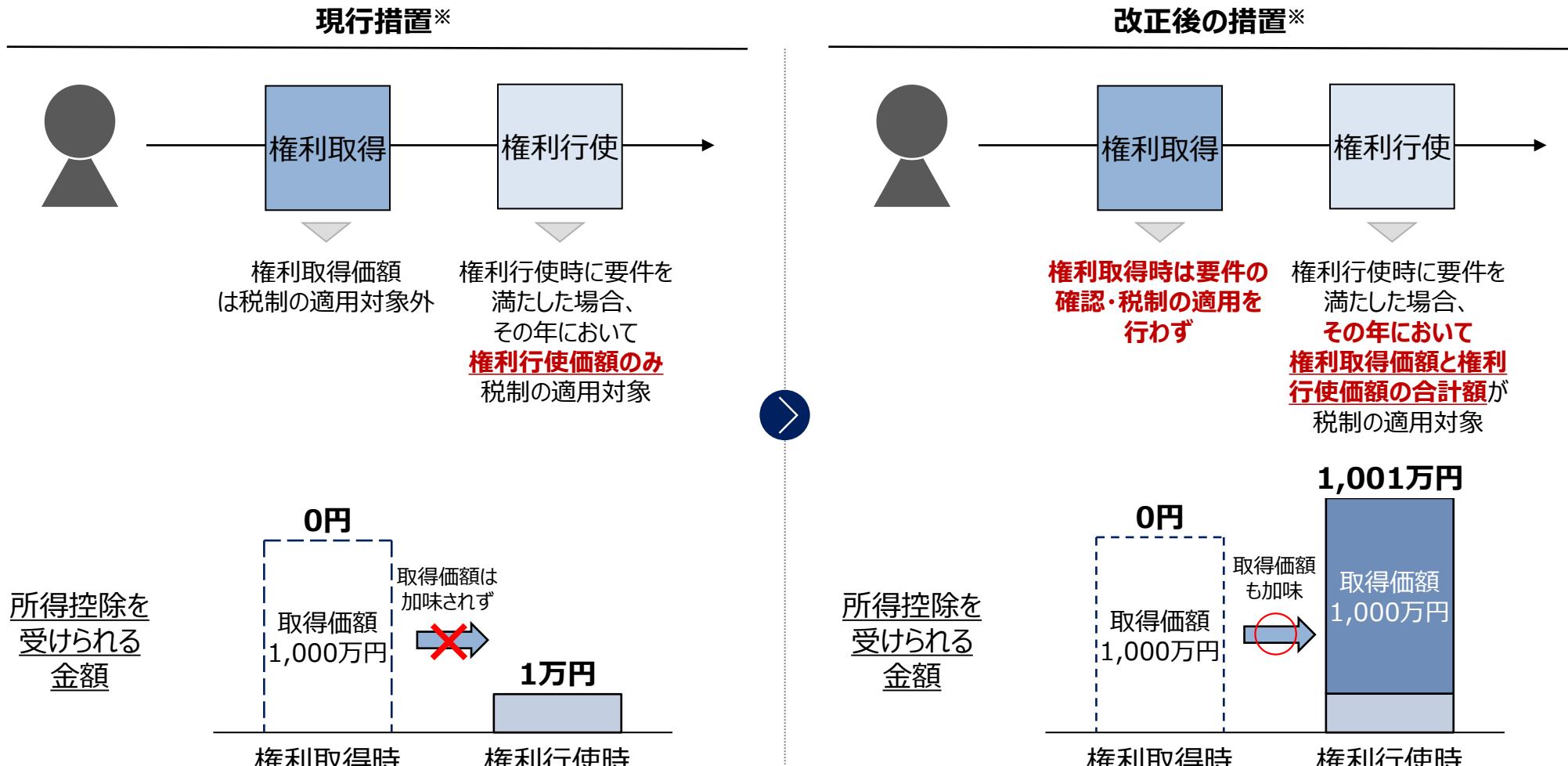
令和7年度税制改正にて検討

3 再投資期間の延長は継続検討

与党税制改正大綱において、株式譲渡益を元手とする再投資期間の延長は、令和7年度税制改正において引き続き検討する方針が明記された。

(参考) 有償新株予約権を取得する際のエンジエル税制の適用タイミング

- 有償新株予約権の取得に対するエンジエル税制の適用については、その新株予約権の取得時点ではなく、権利行使時点で全ての要件を確認し、要件を満たした場合には、権利行使をした年において行うこととする。



※:1,000万円で権利行使価額1円の新株予約権を1万個取得した場合

(3-3) オープンイノベーション促進税制の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

- 我が国企業が自前主義から脱却するとともに、スタートアップが大きく・早く成長するためには、事業会社とのオープンイノベーションが重要。
- また、事業会社がスタートアップを買収することは、スタートアップの出口戦略の多様化の観点から重要。
- スタートアップ育成5カ年計画における「スタートアップ投資額10兆円規模」の目標等の達成に向けて、オープンイノベーション促進税制の適用期限を2年間延長する。

制度概要

【適用期限：令和7年度末まで】



	新規出資型	M&A型
制度目的	スタートアップへの新たな資金の供給を促進し、生産性向上につながる事業革新を図るための事業会社による <u>オープンイノベーションを促進</u>	スタートアップの <u>出口戦略の多様化</u> を図るため、 <u>スタートアップの成長に資するM&Aを後押し</u>
対象株式	新規発行株式	発行済株式 (50%超の取得時)
株式取得上限額	50億円/件	200億円/件
株式取得下限額	大企業1億円/件 中小企業1千万円/件 ※海外スタートアップの場合、一律5億円/件	5億円/件
所得控除	取得株式の25%を所得控除	
将来の益金算入	3年経過後の株式譲渡等の場合 益金算入不要	5年経過以降も株式譲渡等の場合 益金算入

※売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合設立15年未満の企業も対象
※発行済株式を取得する場合(50%超の取得時)は海外スタートアップを除く

M&A型については、5年以内に成長投資・事業成長の要件を満たさなかった場合等にも、所得控除分を一括取り戻し

(3-4) スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充及び延長

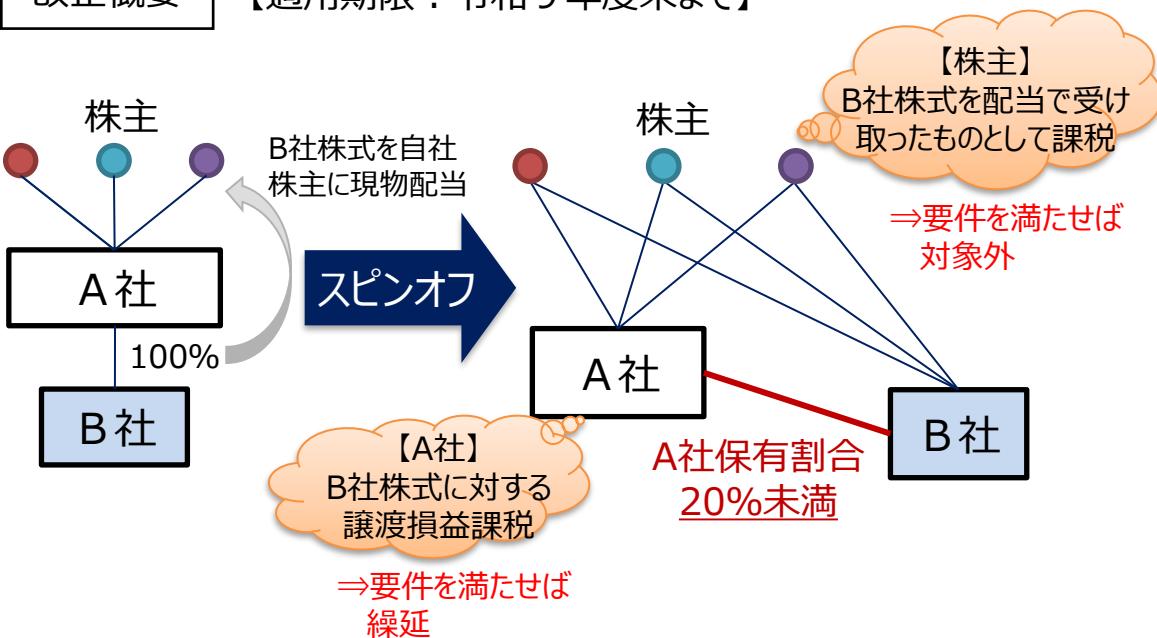
(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)

- 大企業発のスタートアップの創出や企業の事業ポートフォリオの最適化をさらに促進することにより、我が国企業・経済の更なる成長を図ることは喫緊の課題。**
- 事業再編は検討から完了まで数年間を要することも踏まえ、制度の予見可能性や利便性を向上するため、**パーシャルスピンオフ税制※**の適用期限を**4年間延長**するとともに、**所要の措置を講ずる**。

※ 元親会社に一部持分を残すパーシャルスピンオフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする特例措置。

改正概要

【適用期限：令和9年度末まで】



主な適用要件

- ① スピンオフ後にA社が保有するB社株式が**発行済株式の20%未満**であること
- ② スpinオフ後にB社の**従業者のおおむね90%以上**が、その業務に引き続き従事することが見込まれること
- ③ A社が**産業競争力強化法の事業再編計画の認定**を受けていること
 - B社の**主要な事業として新たな事業活動を行っていること**
 - B社の**役員に対するストックオプションの付与等**の要件を満たすこと

事業再編計画の認定要件の見直し

事業再編計画の既存の認定要件に加え、「B社の主要な事業として新たな事業活動を行っていること」を必須要件とする。

認定を行った事業再編計画の公表時期の見直し

認定を行った事業再編計画について、「原則認定日に公表」としていたが、「計画の開始日までに公表」という運用方針に改めることとする。

(3-5) 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し

(法人税、法人住民税、事業税) [金融庁主管、経済産業省において共同要望]

- **内国法人が有する暗号資産***のうち活発な市場が存在するものについては、税制上、**期末に時価評価し、評価損益**（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）**は課税の対象**とされている。
*一定の自己発行の暗号資産を除く（令和5年度税制改正により措置）。
- **Web3推進に向けた環境整備**を図る観点から、**法人（発行者以外の第三者）の継続的な保有等に係る暗号資産**について、譲渡制限等の一定の要件を満たすものは、**期末時価評価課税の対象外**とする。

改正概要

法人が有する暗号資産で、以下の要件を満たす暗号資産は、期末時価評価課税の対象外とする。

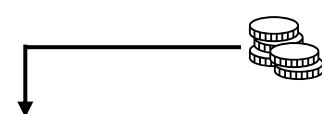
- ① 他の者に移転できないようにするための技術的措置がとられていること等その**暗号資産の譲渡についての一定の制限**が付されていること。
- ② 上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が**上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等**をしていること



ブロックチェーン技術は、**足下では、文化経済領域**での活用に注目



将来的には、①**商取引**、②**資金調達**や、③**サプライチェーン**等のあり方にも
変革をもたらしうる可能性



暗号資産

事業成長のために**自己保有**

- ✓ 時価評価（マーケット価格）による課税
- ✓ 一定の要件（譲渡制限等）を満たすものは時価評価による課税の対象外
【令和5年度税制改正要望により実現】

資金調達のために**第三者に売却 等**

- ✓ 時価評価（マーケット価格）による課税

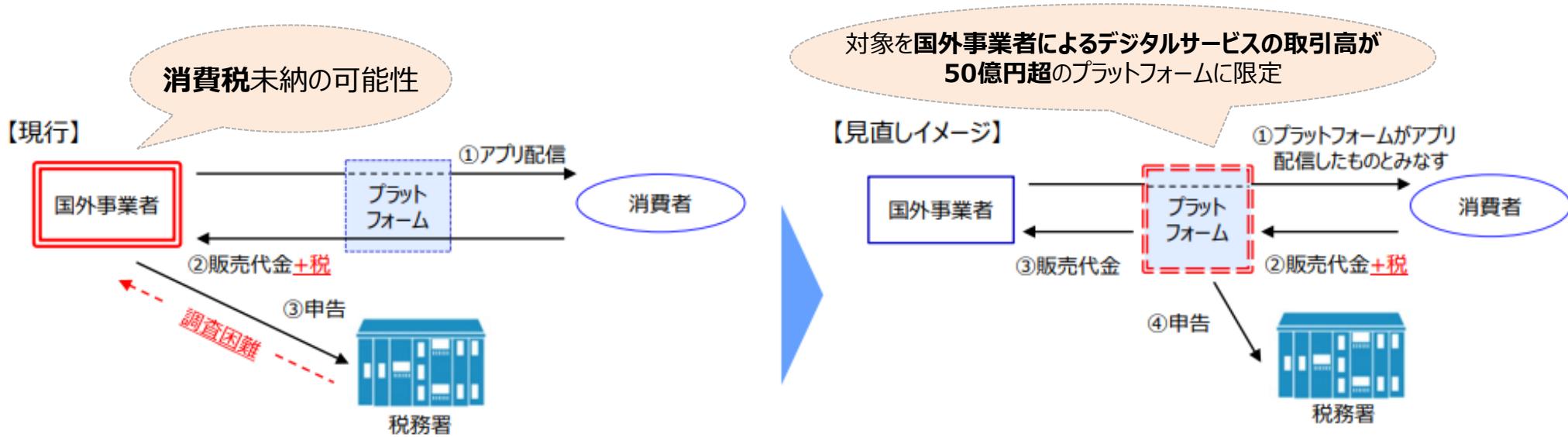
第三者的継続的な保有等に係る暗号資産について、譲渡制限等の一定の要件を満たすものを期末時価評価課税の対象外とする

4．経済のデジタル化・グローバル化に対応した 事業環境の整備

(4-1) 国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方の見直し

(消費税、地方消費税)

- アプリやゲームなどのデジタルサービス市場において、国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性を確保する観点から、国外サービス提供者の代わりにプラットフォームを提供する事業者が消費税を納める「プラットフォーム課税」を導入する。
- 本制度の対象となるプラットフォーム事業者には高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮し、国外事業者が自身のプラットフォームを介して行うデジタルサービスの取引高が50億円を超えるプラットフォーム事業者を対象とする。



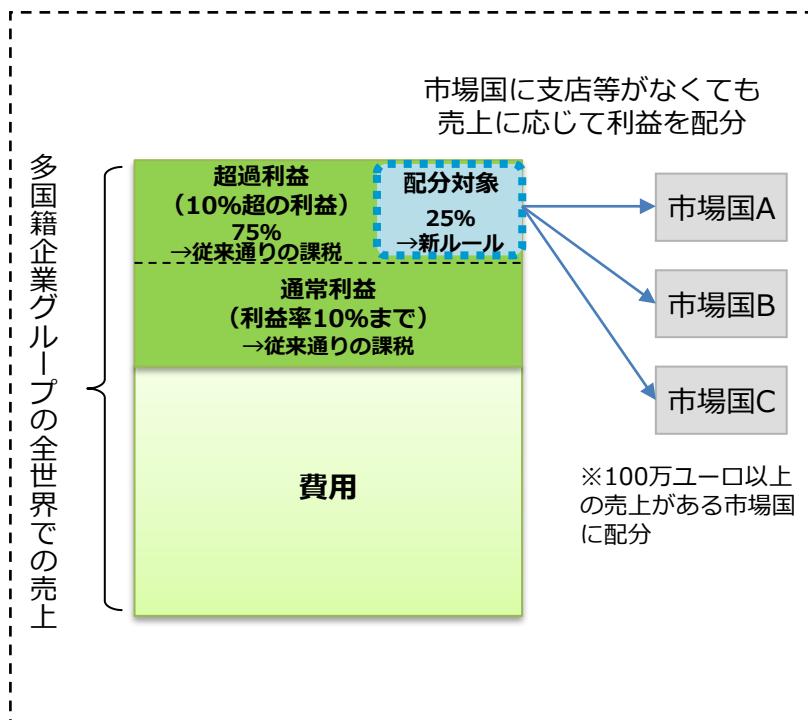
(4-2) 経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応

拡充

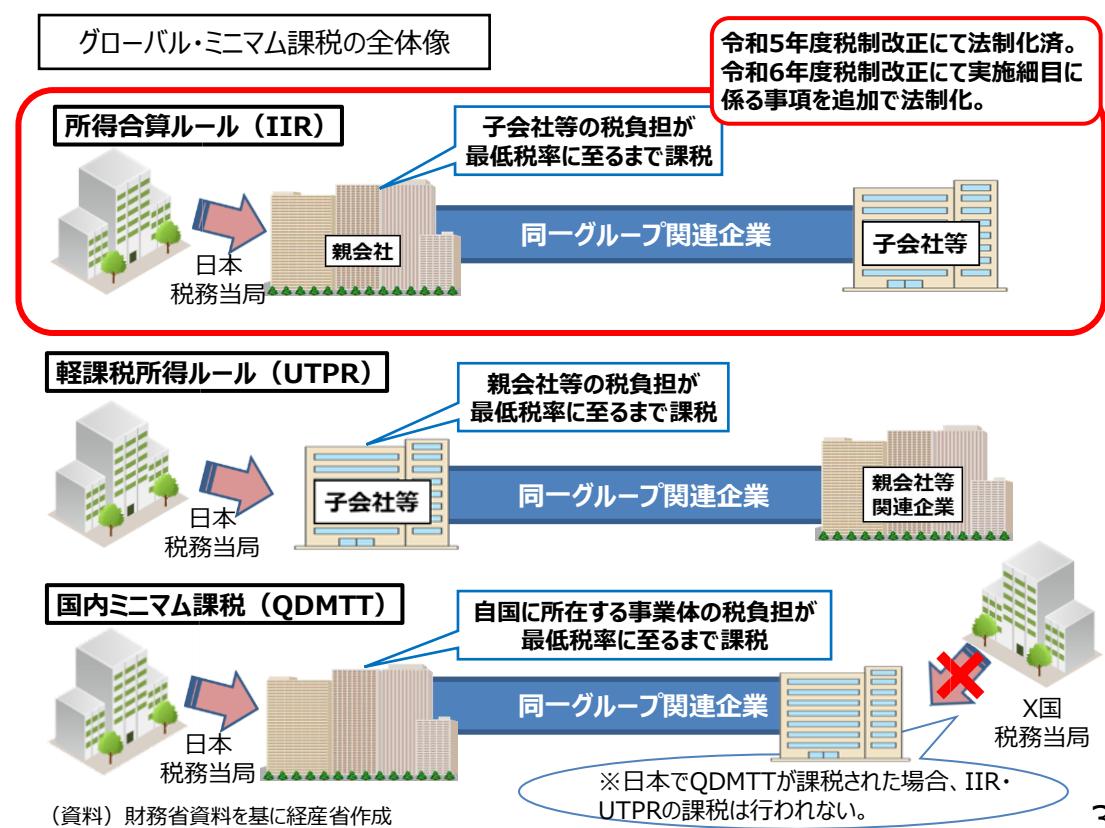
(法人税・法人住民税・事業税)

- 法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的としたグローバル・ミニマム課税（第2の柱）については、令和5年度税制改正において、一部が法制化された。令和6年度税制改正における更なる法制化に際して、対象企業に事務負担が新たに生じることから、同制度の簡素化や明確化により、企業への過度な事務負担の防止を図る。
- 2023年10月に公表された多数国間条約等の規定を基に、市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）に係る国内法制化が行われる際には、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。

市場国への新たな課税権の配分



グローバル・ミニマム課税の全体像



(資料) 財務省資料を基に経産省作成

(参考) 国際課税ルールの見直しを巡る国際動向

- 2021年10月にOECD/G20を中心としたBEPS包摂的枠組み会合（約140カ国）において、①市場国への新たな課税権の配分、②グローバル・ミニマム課税について、最終合意が実現。
※①市場国への新たな課税権の配分は多数国間条約を締結。②グローバル・ミニマム課税は、各国内法の改正によって実施。
- ①は、2023年10月に多数国間条約案が公表。早期署名が目標。
※多数国間条約案はOECD/G20を中心としたBEPS包摂的枠組みにより、2023年10月11日に公表された。
- ②は、最終合意後、各国で国内法制化が進展。我が国では、令和5年度及び令和6年度税制改正にて、一部法制化済み。今後OECDで議論される事項は令和7年度税制改正以降の法制化を検討することが税制改正大綱に明記。

①市場国への新たな課税権の配分（利益A）

市場国に支店等の物理的拠点を持たずとも、一定の売上がある場合は、市場国に課税権を配分する

- ①全世界売上高200億ユーロ（約3兆円）超かつ利益率10%超※

※採掘産業、規制された金融サービス、防衛産業、国内事業中心の企業は除外

- ②超過利益（利益率10%を超える部分）のうち25%を、市場国に対し、売上に応じて定式的に配分
- ③英仏等の一部の国で導入済みの独自措置は廃止する方向 等

②グローバル・ミニマム課税

一定の規模以上の多国籍企業を対象に、各国ごとに最低税率（15%）以上の課税を確保する仕組み

- ①最低税率は15%

- ②課税対象となるのは、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,200億円）以上

※ 年間総収入金額が1,000億円以上の日本所在の多国籍企業（国別報告事項（CbCR）の提出対象）は901グループ（令和3年7月～令和4年6月実績（令和5年1月国税庁発表））

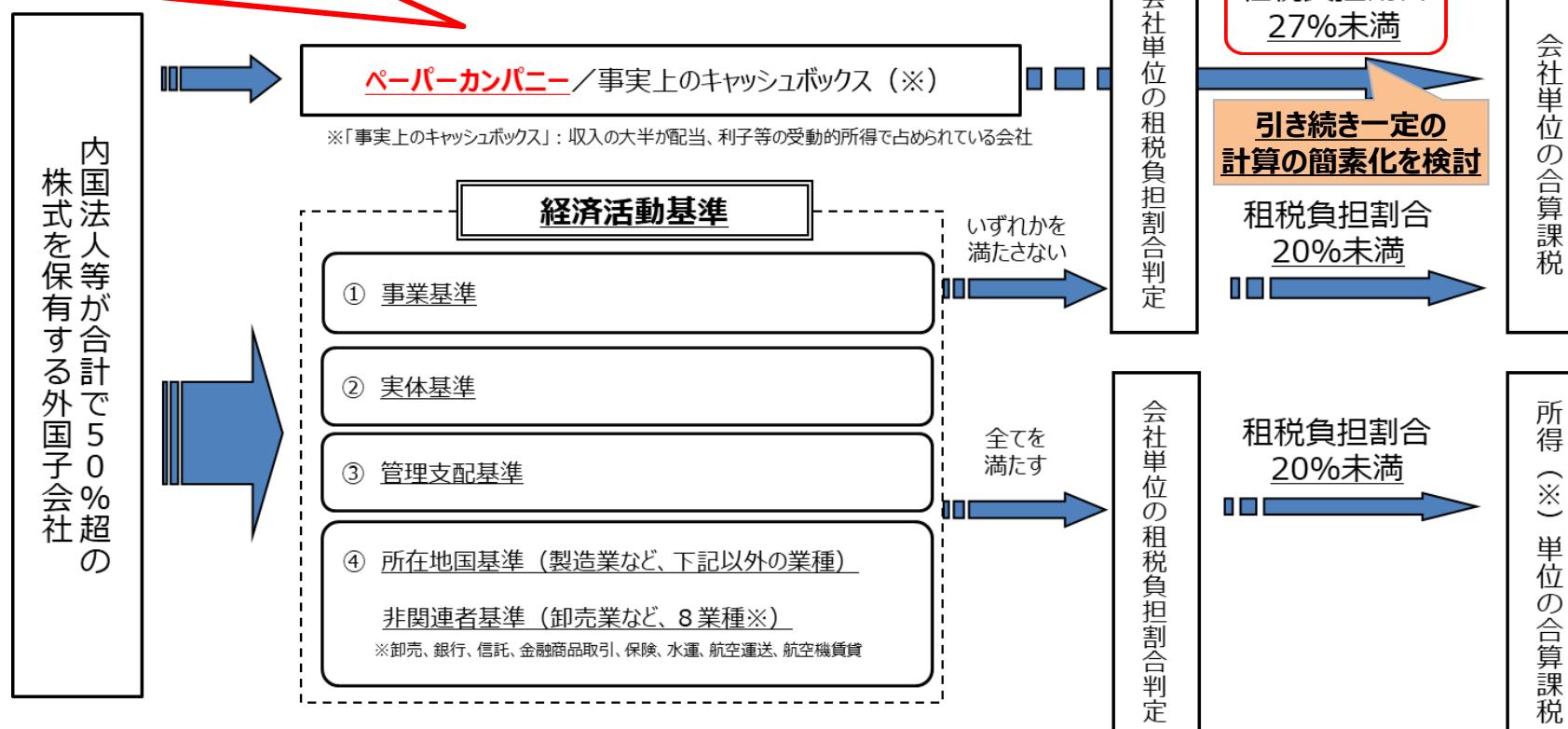
- ③対象所得から、有形資産簿価と支払給与の5%を除外（導入当初は経過措置あり）等

(4-3) 外国子会社合算税制の見直し (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

拡充

- グローバル・ミニマム課税の導入に伴う追加的な事務負担を軽減すべく、ペーパーカンパニーの範囲から除外される外国関係会社を定めた既存のペーパーカンパニー特例の判定要件のうち、収入割合要件を見直し、確認対象企業の絞り込み・簡素化を行う。
- 今後、グローバル・ミニマム課税の国際的な議論の進展を踏まえて、必要な見直しを検討する。

- 海外のビジネス上、一般的に用いられる実態があり、かつ租税回避リスクが限定的であると
考えられる一定の外国関係会社をペーパーカンパニーの範囲から除外する「ペーパーカンパニー特例」が存在。
- 同特例の判定要件の一つである収入割合要件の判定において、収入がゼロの場合にも、当該要件の判定を要しないこととする。



(参考) 令和6年度与党税制改正大綱における記載（関連部分）

（3）グローバル化を踏まえた税制の見直し

① 新たな国際課税ルールへの対応

B E P S プロジェクトの立上げ時から国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきたわが国にとって、令和3年10月にO E C D／G 2 0「B E P S 包摂的枠組み」においてまとめられた、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意の実施に向けた取組みを進めることが重要である。市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の2つの柱からなる本国際合意のうち、「第2の柱」については、わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものであり、令和5年度税制改正に引き続き、国際合意に則った法制化を進める。

令和6年度税制改正において、所得合算ルール（I I R : Income Inclusion Rule）については、O E C Dにより発出されたガイダンスの内容や、国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点から、所要の見直しを行う。国内ミニマム課税（Q D M T T : Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、O E C Dにおいて来年以降も引き続き実施細目が議論される見込みであるもの等については、国際的な議論を踏まえ、令和7年度税制改正以降の法制化を検討する。

（中略）

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和5年度税制改正に引き続き、外国子会社合算税制について可能な範囲で追加的な見直しを行うとともに、令和7年度税制改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえて、必要な見直しを検討する。

「第1の柱」については、多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められこととなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

5. GXの実現に向けた、強靭なサプライチェーンの構築

(5-1) 海外投資等損失準備金の見直し及び延長 (法人税・法人住民税・事業税)

見直し・延長

- ロシアによるウクライナ侵略の影響で世界の石油・天然ガス供給余力は減少。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。
- 2050年カーボンニュートラルに向けては、様々な部門でのエネルギー転換が必須であり、これらの実現に鉱物資源は必要不可欠。他国に資源を依存しているレアメタル等は、経済安全保障上のサプライチェーンの脆弱性が存在。
→ 為替相場や燃料価格が変動する中、資源の安定的かつ低廉な調達のため、税制の面で石油・天然ガス、金属鉱物の資源開発事業へ政策的に支援を行うことは、国民生活を守るうえでも必要不可欠。

改正内容

適用期限の2年間延長（令和7年度末まで）

※（見直し事項）対象となる特定株式等から経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の助成金の交付を受けた法人がその助成金をもって取得したその助成金の交付の目的に適合した株式又は出資を除外

制度趣旨

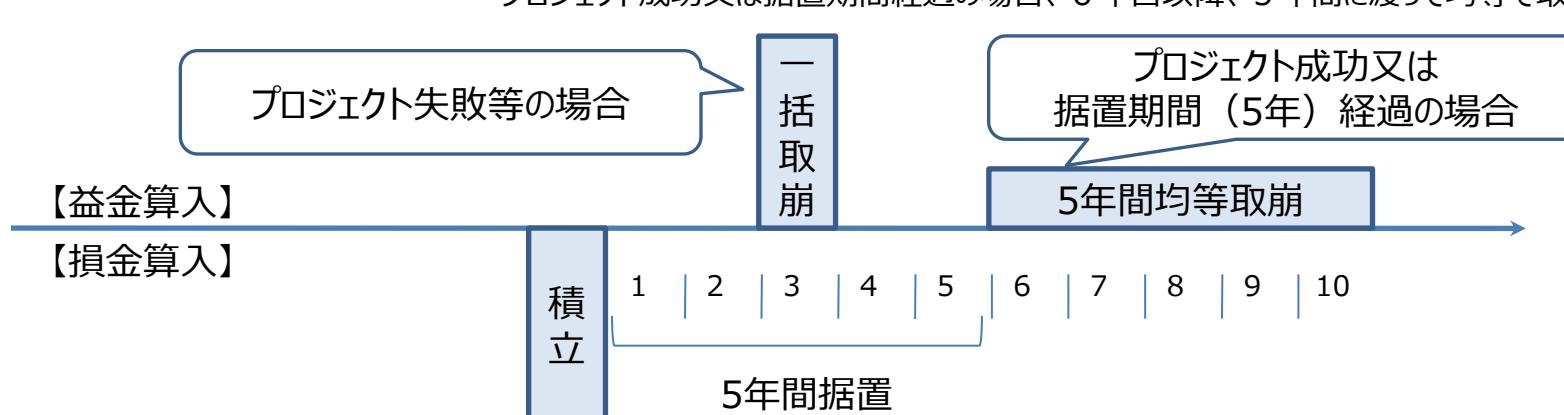
国内企業が石油・天然ガスや鉱山における探鉱・開発を行う際、必要な資金の一部を準備金として積立て、損金算入を認めることで、手元に資金を残し、さらなる投資を促進する。

【対象】

石油、天然ガス、金属鉱物

【準備金の取崩し方法】

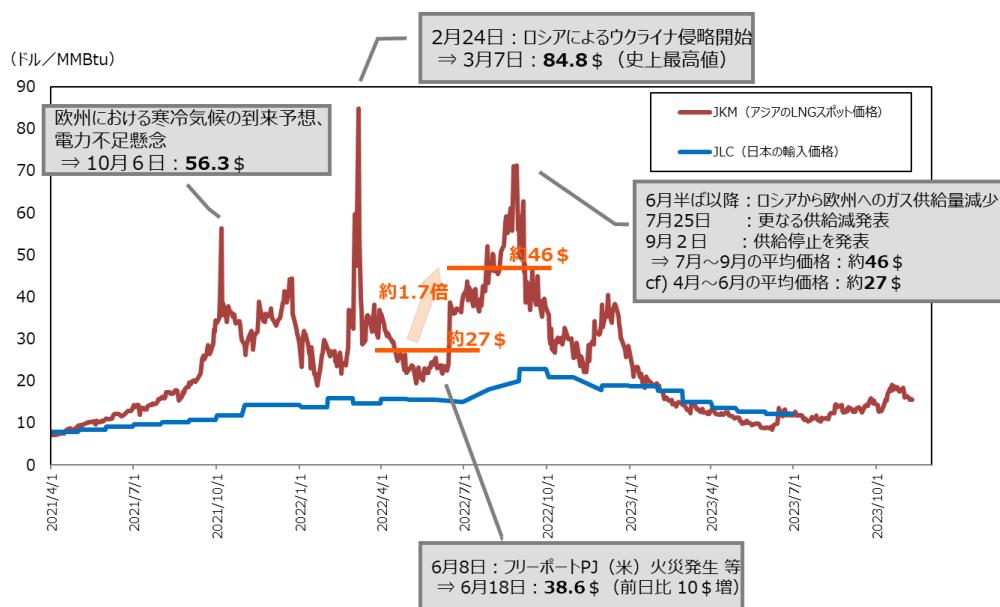
- ・プロジェクト失敗等の場合は、一括で取崩す。
- ・プロジェクト成功又は据置期間経過の場合、6年目以降、5年間に渡って均等で取崩す。



(参考1) 激化するLNGの争奪戦と日本企業の上流権益取得を通じた安定供給確保に向けて

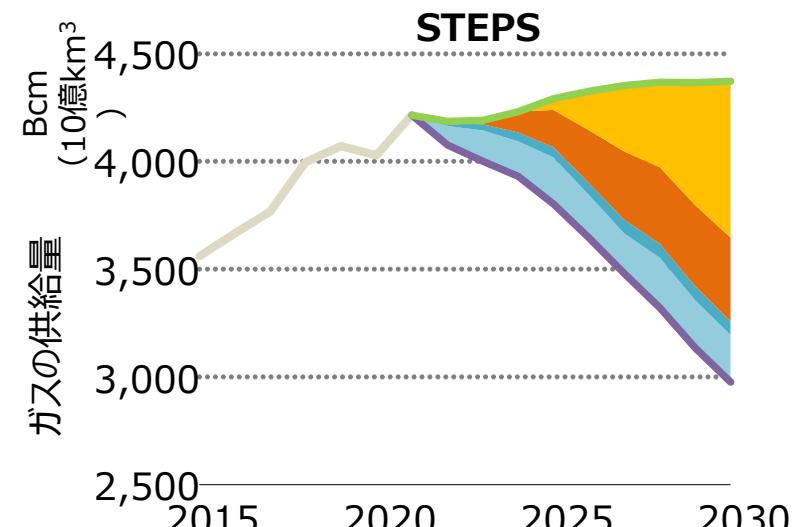
- 冬季に寒波等による欧州やアジアでのガス不足の懸念、ロシアのウクライナ侵略に伴う欧洲のLNG需要急増や偶発的な事故等により、昨今LNG価格が高騰。世界的にLNGの争奪戦の様相を呈している。日本でも、過去に予想以上の寒波等によるLNG不足や、事故等によるLNGの欠落リスクに直面しており、事業に直接関与できる権益の取得を通じたLNGの確保への支援措置の継続は必要不可欠。
- IEA（国際エネルギー機関）の最も起こりうる確率の高いシナリオ（STEPSシナリオ）では、世界的にも既存ガス田の生産減少を補うためには、さらなる上流投資促進が喫緊の課題となっており、日本企業の上流権益確保が図られなければ、将来の国内のLNG不足や価格高騰につながる懸念。

東アジア向けLNG価格（JKM）と
日本のLNG輸入価格（JLC）の推移について



※ここ数年でもLNGの国際的な需給がひつ迫傾向にあり、
国内へのLNG調達価格や電気代・ガス代の高騰を生んでいる。

天然ガスにおける需要と追加供給量の推計（2015年～2030年）



生産増加分:

■ 伴走ガス

■ 非在来型天然ガス

在来型プロジェクト:

■ 承認済

■ 新規承認

■ 需要

■ 既存ガス田からの減少

※The Stated Policies Scenario (STEPS)シナリオ

IEA（国際エネルギー機関）の最も起こりうる確率の高いシナリオ

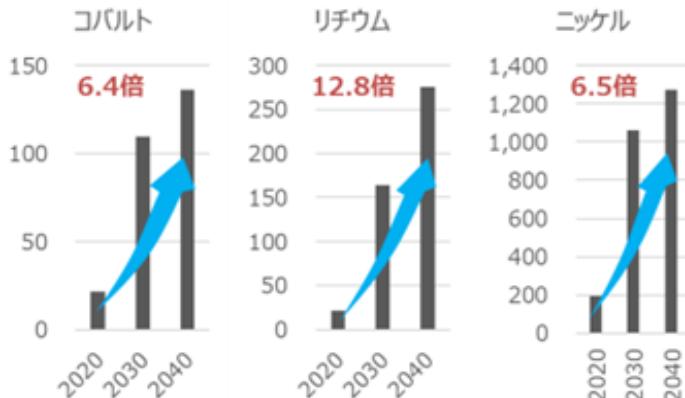
(参考2) カーボンニュートラル実現と経済安全保障の観点から不可欠な鉱物資源上流投資

- **2050年カーボンニュートラル実現**に向けて、蓄電池・モーター等の製造に必要不可欠なレアメタル、銅等の獲得競争が激化。他方、海外の鉱山開発リスクの増大や資源ナショナリズムの高まり、特定国に依存するサプライチェーンの脆弱性等により、**安定的な資源確保がこれまで以上に困難になりつつある。**
- 特に、直近、中国によるガリウム、ゲルマニウム、黒鉛等の輸出管理強化もあり、**経済安全保障上の観点からサプライチェーンの強靭化**の要請が拡大。このため、**本税制措置の継続と経済安全保障法に基づくJOGMECの助成制度の両輪による後押し**により、**鉱物資源の供給源を確保することが不可欠。**

レアメタルの使用例

部材	必要となるレアメタル
電子部品 (IC, 半導体)	タンタル、ガリウム、インジウム、フッ素等
モーター (磁石)	レアアース(ネオジム、ジスプロシウム)等
蓄電池 (電極材)	リチウム、コバルト、ニッケル、黒鉛等
燃料電池 (電極材、触媒)	ニッケル、レアアース、プラチナ等

需要予想 (STEPSシナリオ)



出典 : The Role of Critical Minerals in Clean Energy Transitions, IEA, 2021

レアメタルを巡る中国の動き

- リチウムの上流権益の**約20%が中国資本**。
2021年以降の権益買収の**約60%が中国企業**。
- 今年に入り、**レアメタルの輸出管理を強化**。
※ガリウム・ゲルマニウム（7月3日）、黒鉛（10月20日）、
レアアース等（11月7日）

レアメタルの上流投資支援の強化

- 海外投資等損失準備金（海投損）
→企業の自己資金を準備金として積立することによる
探鉱・開発の再投資促進。
- 経済安全保障法に基づくJOGMECの助成制度
→企業の自己資金では手が出せない**収益性の低い**
探鉱・開発案件への投資を補助。

(5-2) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

拡充・延長

(固定資産税)

- 2030年度のエネルギー・ミックス実現に向け、地域との共生を前提としつつ、再生可能エネルギーの最大限導入に取り組むことが重要。
- 再エネ発電設備の固定資産税を3年間に渡り、一定割合軽減する措置のうち、太陽光発電の対象設備について、対象の見直しを行い、次世代型太陽電池である「ペロブスカイト太陽電池」と認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備を追加する拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。

<拡充内容>

(1) ペロブスカイト太陽電池の追加	(2) 地域脱炭素化促進事業認定設備の追加
<p>① グリーンイノベーション基金「<u>次世代型太陽電池の開発</u>」プロジェクトの支援を受けて取得した設備（ペロブスカイト太陽電池）であること</p> <p>② 1,000kW未満であること 等</p>	 <p>(出所：積水化学工業)</p> <p>① 温暖化対策推進法に基づき、<u>促進区域内</u>で、<u>地域脱炭素化促進事業の認定を受けて取得した設備</u>であること</p> <p>② <u>（株）脱炭素化支援機構の支援又は経済産業省/環境省の補助金等の支援</u>を受け取得した設備であること 等</p>

<制度全体>

対象設備	発電出力	課税標準割合※1
太陽光発電設備※2 ・ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備 ・認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備	1,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)
風力発電設備	20kW以上	2/3 (1/2~5/6)
	20kW未満	3/4 (7/12~11/12)
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)
	5,000kW未満	1/2 (1/3~2/3)
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3~2/3)
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)
バイオマス発電設備 (2万kW未満)	1万kW以上	2/3 (1/2~5/6) ※3
	1万kW未満	1/2 (1/3~2/3)

※1 本特例措置による軽減後の課税標準の割合。固定資産税額 = 設置する設備の評価額 × 課税標準割合 × 固定資産税率 (1.4%)。

※2 「ソーラーカーポート（駐車場屋根）の導入を行う補助金の支援を受けて取得した設備等」は今回、対象から除外。

※3 「一般木質バイオマス・農産物残さ区分」については、6/7 (11/14~13/14)。

- 自動車関係諸税について、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

『令和6年度税制改正大綱』(令和5年12月14日)

第三 検討事項

5 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。

また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

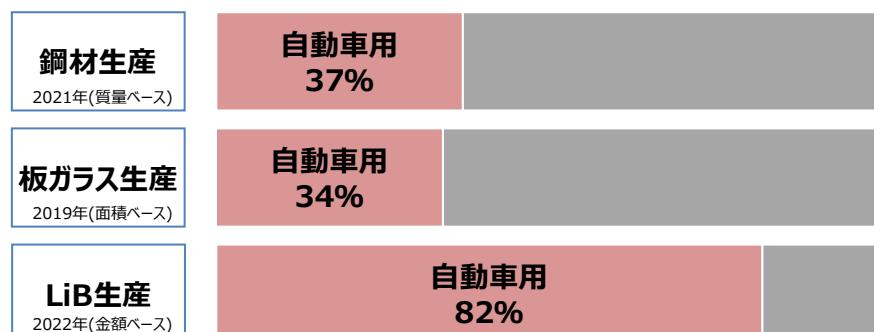
(参考1) 自動車産業の重要性・国際競争の激化

- 自動車産業は550万人の雇用を支え、約15兆の外貨を稼ぎ、また、他産業への波及効果も大きいなど、まさに日本経済を支える大黒柱。
- 「グリーン化」と「デジタル化」の大きな潮流の下、世界各国が自動車のGX/DX投資を囲い込み。
- この国際競争を勝ち抜くことは、一産業に留まらない日本の将来を左右する問題。政策総動員が必要であり、税制のあり方もその中で検討を深める必要。

自動車産業の規模

雇用	約550万人	全就業人口の約1割
出荷	約60兆円	製造業の約2割
輸出	約15兆円	輸出総額の約2割
設備投資	約1.2兆円	製造業の約2割
研究開発	約4兆円	製造業の約3割

他産業への影響



諸外国の投資囲い込み



アメリカ



EU



中国



韓国

○電池・材料製造、リサイクル支援 : 8,000億円

○EV等購入税額控除（北米最終組立て要件等）：最大7,500ドル

○工場立地・研究開発支援 : 8,000億円

○電池の規制で域内への立地誘導

○電池工場等の立地促進（税制優遇、自治体による各種支援）

○EV等の自動車取得税の減免措置（2027年末まで）

○自動車メーカーによる約9.6兆円超の投資を税制優遇

○重要部品の技術自立化支援

(参考2) 検討の方向性

- 令和6年度税制大綱を踏まえ、下記のような論点について、骨太な検討を引き続き進める。

市場の活性化、カーボン・ニュートラルの実現に向けた取組の加速

自動車業界の世界的な競争の激化に対峙する中、カーボン・ニュートラル実現に加え、新たなモビリティ社会の早期実現に向けた国内市場の活性化策の早期に検討

- 短期
中期
- カーボンニュートラル実現に向けた取組の促進や国内市場の活性化のため、環境性能の良い車への買替え促進
 - 取得時の負担の軽減：電動車の普及を促進するとともに、国内市場を活性化
 - 保有課税全体の環境性能化：車両の低炭素化の技術進化を促すとともに、新陳代謝による国内市場の活性化

「新たなモビリティ社会」の姿を踏まえた見直し

新たなモビリティ社会の姿を踏まえた抜本的見直しとして、受益と負担の関係も含め、課税のあり方の見直しを検討

- 長期
- 「新たな社会」における変化の具体化（保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた受益者の広がり、GX/DX技術の普及状況等）
 - これを踏まえた課税体系の抜本見直し（受益の広がりを踏まえた課税体系の見直し等）

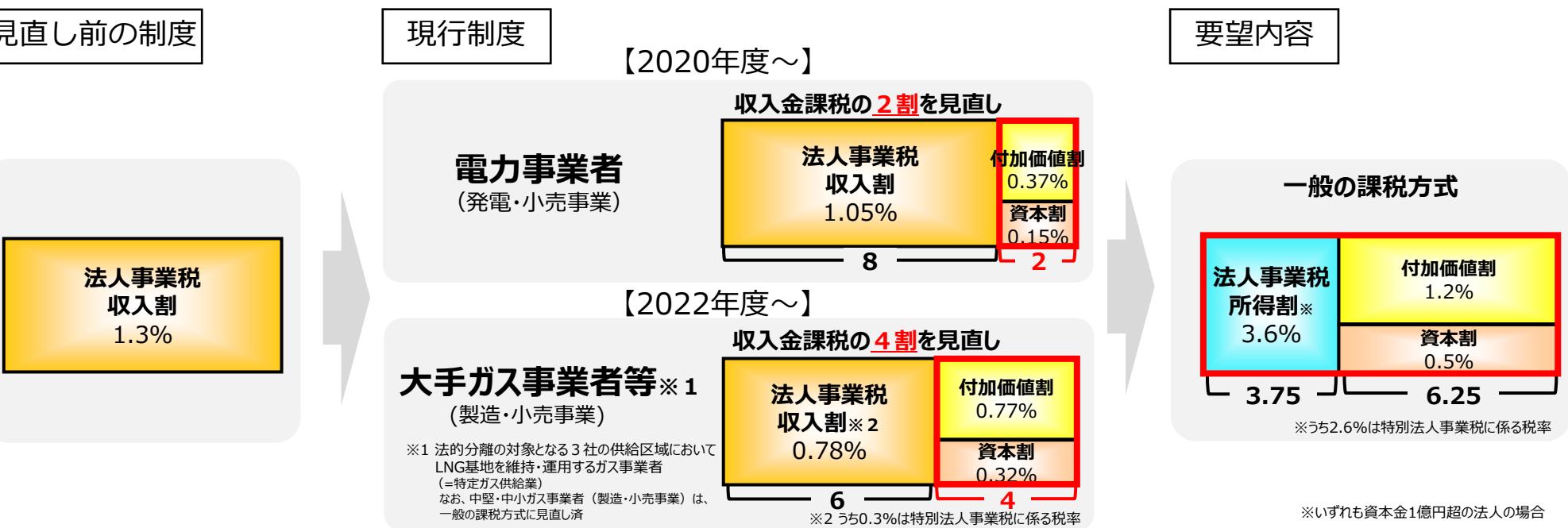
(5-4) 電気・ガス供給業の収入金課税の見直し (事業税)

- 法人事業税は、通常、企業の所得（≒利益）などに応じて課税される一方、電気・ガス供給業には、収入金額（≒売上）に応じて課税される仕組みとなっている（収入金課税）。
- 令和2年度に電気供給業、令和4年度にガス供給業において課税方式の一部見直しが行われたものの、収入金課税の仕組みは存続。令和6年度税制改正においては、与党税制改正大綱 第三 検討事項において、「事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について引き続き検討する。」ことが明記された。
- 「一般の事業と同様の課税方式」の実現に向け、課税方式の見直しについて引き続き検討する。

見直し前の制度

現行制度

【2020年度～】



令和6年度与党税制改正大綱 第三 検討事項（抜粋）

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

6. その他

(6 – 1) エネルギー・資源・環境関連

(6-1) エネルギー・資源・環境関連

<新設・延長・拡充>

- 電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、①容量市場における小売電気事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる容量拠出金について小売電気事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置及び②電源入札等における一般送配電事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる電源入札拠出金について一般送配電事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置を3年間に限り講ずる。

- 電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

分社化に伴い、グループ会社となった電気事業者間の取引に際して発生する料金のうち、電気の安定供給の確保のためにやむを得ず行わなければならないと経済産業大臣が承認した取引の金額について、電気事業者の課税標準たる収入金額から控除する措置の適用期限を5年間延長する。

- 電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、発電側課金制度の導入に伴い、発電事業者が一般送配電事業者等に対して支払うことが新たに義務づけられる発電側課金について、発電事業者の課税標準たる収入金額から控除する等の措置を2年間に限り講ずる。

- 日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、電気事業者が卸電力市場を介して同一法人内で電力取引を行う際に発生する電気事業者が一般社団法人日本卸電力取引所に支払う金額のうち自己約定相当分について、電気事業者の課税標準たる収入金額から控除する措置を3年間延長する。

(6－1) エネルギー・資源・環境関連

<新設・延長・拡充>

- 沖縄電力が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、適用期限を3年間延長する。

- 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油引取税）

製品の安定供給を通じた我が国産業の発展、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保、中小企業の経営の安定を通じた地域経済の発展、雇用の確保を図る観点から、軽油引取税の課税免除措置について、適用期限を3年間延長する。

- 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長（石油石炭税）

沖縄における電気事業が、地理的・地形的・需要規模の制約等の構造的不利性を有していることなどに配慮し、沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除について、適用期限を3年間延長する。

<制度整備・改善>

- 「二酸化炭素の貯留事業に関する法律（仮称）」に基づく試掘権及び貯留権の創設に伴う税制上の所要の措置（所得税、法人税、個人住民税、事業税、法人住民税、消費税、地方消費税、印紙税）

カーボンニュートラルに向けた二酸化炭素地下貯留の事業化に必要な「試掘権」及び「貯留権」を創設するにあたり、これら権利に対し、鉱業権等のみなし物権と同様に税制上の所要の措置を講じる。

- 電力広域的運営推進機関が行う金銭貸付業の収益事業からの除外（法人税、法人住民税、事業税）

電力広域的運営推進機関が認定整備等計画を実施する事業者に対して行う金銭貸付について、法人税法施行令において収益事業に該当しない金銭貸付業として位置付ける。

(6－1) エネルギー・資源・環境関連

＜検討事項＞

- 原料用途免税の本則化（揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税）

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化について、引き続き検討する。

(6－2) 地域経済・中堅・中小企業支援関連

(6－2) 地域経済・中堅・中小企業支援関連

<新設・延長・拡充>

- 産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の見直し及び延長（登録免許税）

産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画に従って行う合併、会社の分割等に伴い生ずる登録免許税の軽減措置について、中堅・中小企業等のグループ化を促進するための優遇措置を創設するとともに、適用期限を3年間延長する。

- 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（不動産取得税）

認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用期限を2年間延長する。

<検討事項>

- 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るために外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

<廃止>

- 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の廃止（登録免許税）

認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税について、適用期限の到来をもって廃止する。

※本措置について、新たな枠組み（産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置にて創設される優遇措置）に整理・統合する。

(6 – 3) 復興・防災関連

(6 – 3) 復興・防災関連

<新設・延長・拡充>

- 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長（固定資産税）

東日本大震災に起因して取得又は改良した被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置を2年間延長する。

- 特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長等（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等に係る特例措置について、適用期限を2年間延長する。

機械・装置及び建物等の特別償却（機械・装置：50%（45%）、建物・構築物：25%（23%））又は税額控除（機械・装置：15%（14%）、建物・構築物：8%（7%））。

※（）内は、令和7年度に取得等した場合。

<廃止>

- 特定の資産（被災区域の土地等）の買換えの場合等の譲渡所得に係る特例措置の廃止（所得税、法人税）

被災区域内にある土地等を譲渡し、被災区域にある土地等を取得した場合等の特例措置について、適用期限の到来をもって廃止する。

- 再投資等準備金に係る損金算入等の特例措置の廃止（法人税、法人住民税、事業税）

特定復興産業集積区域内に本店を有する法人が、再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入でき、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に即時償却できる特例措置について、適用期限の到来をもって廃止する。

(6 – 4) その他

(6 – 4) その他

<新設・延長・拡充>

- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

環境基本法で定める環境基準を達成・維持するため、水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準が適用されている事業者が設置する公害防止施設に対する固定資産税の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。

- 土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長（固定資産税、都市計画税）

土地に係る固定資産税について、①現行の負担調整措置、②市町村等が一定の税負担の引下げを可能とする条例減額制度の適用期限を3年間延長する。

- 既存住宅の省エネ改修等に係る軽減措置の延長（固定資産税）

省エネ改修等が行われた住宅について、固定資産税を軽減する特例措置の適用期限を2年間延長する。

- 技術研究組合の所得の計算の特例の延長（法人税）

技術研究組合が組合員からの賦課金をもって取得した試験研究用資産の圧縮記帳を行った場合に減額した金額を損金に算入する措置について、所要の見直しを行い、適用期限を3年間延長する。

- 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

公的金融機関等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とする措置の適用期限は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付が延長された場合には、当該実行期限まで延長する。

(6-4) その他

<新設・延長・拡充>

- 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長（登録免許税）

我が国における創業の活性化を図るため、特定創業支援等事業の支援を受けた個人が創業する際、株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置について、適用期限を3年間延長する。

- 既存住宅の省エネ改修等に係る軽減措置の拡充及び延長（所得税）

省エネ改修等が行われた住宅について、所得税を軽減する特例措置の適用期限の2年間の延長等を行う。

- 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長（登録免許税）

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素住宅の認定を受けた住宅等を新築又は取得した場合の登録免許税の軽減措置について、適用期限を3年間延長する。

<制度整備・改善>

- 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の所要の措置（所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税）

GX推進法に基づき創設される「GX推進機構」について、税法上の所要の措置を講ずる。

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充（所得税、法人税）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する令和6年度新規補助事業、並びに経済安全保障推進法に基づきNEDO及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が実施する安定供給確保支援業務を適用対象に追加する。

(6 – 4) その他

<制度整備・改善>

- 申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備

GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上を行うほか、国税庁の新たな基幹システム（次世代システム）の導入時期に合わせて、処分通知等の更なる電子化を行う。また、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

- 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべく、その内容や交渉相手国の選定について具体的に検討する。

<検討事項>

- 地方法人課税の見直し（法人住民税、事業税）

地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中の法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。

- 事業所税のあり方の検討（事業所税）

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

(6 – 4) その他

<検討事項>

- 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税、個人住民税）

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することにより、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

- 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の抜本的見直し（消費税、地方消費税）

外国人旅行者向け消費税免税制度について、免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持ち出し確認された場合に、旅行者にその消費税相当額を返金する仕組みとするべく、空港等での混雑防止の確保を前提としつつ、令和7年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る。

- 印紙税のあり方の検討（印紙税）

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

<廃止>

- 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減の廃止（登録免許税）

中心市街地活性化法に基づく不動産の取得又は建築をした際の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の軽減措置について、適用期限の到来をもって廃止する。